

令和5年9月定例会

文教福祉常任委員会会議録

招 集 月 日	令和5年9月5日（火）
会 議 場 所	市役所 5階 議場
開 会 日 時	令和5年9月5日（火）午前9時08分
散 会 日 時	令和5年9月5日（火）午後4時15分
委 員 長	坂本 国広
委員会出席議員	
委 員 長	坂本 国広
副 委 員 長	諏訪 三津枝
委 員	潮田 幸子      芝寄 和好      西尾 綾子 高橋 亜紀
欠 席 委 員	な し
議 長	
委 員 外 議 員	
傍 聴 者	な し

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第74号	令和5年度鴻巣市一般会計補正予算（第6号）のうち、本委員会に付託された部分	原案可決
第76号	令和5年度鴻巣市介護保険特別会計補正予算（第1号）	原案可決
第77号	令和4年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち、本委員会に付託された部分	認 定
第80号	令和4年度鴻巣市介護保険特別会計決算認定について	認 定

委員会執行部出席者

(こども未来部)		(教育部)	
こども未来部長	小林 宣也	教育部長	齊藤 隆志
こども未来部副部長	佐々木晴美	教育部参与	上岡 勝
こども未来部参事兼		教育部副部長	鳥沢 保行
子育て支援課長	高子 英江	教育部副部長兼	
こども応援課長	新島 政博	学務課長	池田 耕司
保育課長	矢澤 潔	教育部参事兼	
子育て支援課副参事	新井 玲奈	生涯学習課長	高橋 和久
子育て支援課副参事	中根 洋子	教育総務課長	松本 直樹
		学校支援課長	若林 朋子
(健康福祉部)		スポーツ課長	川口 修
健康福祉部長	木村 勝美	中央公民館長（課長級）	新井 隆司
健康福祉部副部長	矢澤 欣子	教育総務課中学校給食	
健康福祉部参事兼		センター所長（副参事級）	藤平 健司
福祉課長	服部 和代	学務課副参事	毛利 岳志
障がい福祉課長	野口 豊和	学校支援課副参事	杉山 賢次
健康づくり課長兼		学校支援課教育支援	
新型コロナウイルスワクチン		センター所長（副参事級）	中山 尚子
接種推進チーム課長	佐々木志万子		
介護保険課長	宮澤 多喜也	川里支所副支所長（課長級）	吉田 勝彦
		川里支所地域グループ	
吹上支所副支所長兼地域		リーダー（副参事級）	生川 由美
グループリーダー（課長級）	竹井 豊		
吹上支所市民グループ			
リーダー（副参事級）	川又 敦子		
		書 記	國島 清文
		書 記	小林美奈子

(開会 午前9時08分)

(委員長) ただいまから文教福祉常任委員会を開会いたします。

委員会記録の署名委員を指名いたします。潮田幸子委員と芝寄和好委員をお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第74号 令和5年度鴻巣市一般会計補正予算(第6号)のうち本委員会に付託された部分、議案第76号 令和5年度鴻巣市介護保険特別会計補正予算(第1号)、議案第77号 令和4年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分、議案第80号 令和4年度鴻巣市介護保険特別会計決算認定についての議案4件であります。

これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。初めに、議案第74号の一般会計補正予算について、次に議案第77号の一般会計決算認定について審査を行います。

次に、健康福祉部に係る特別会計の補正予算及び決算の議案第76号及び議案第80号について、議案番号順に審査を行います。審査は全て、執行部の説明の後、質疑、討論、採決の順序で進めたいと思います。

また、内容についてよく整理をしていただき、補正予算及び決算については、補正予算書及び決算書のページ数と事業名を先に述べてから質疑をしていただくようお願いいたします。

委員の皆様には、円滑な議事の進行についてご協力をいただきますよう、よろしく申し上げます。

また、議案審査終了後、視察研修について採決を行いたいと思います。

この方法でご異議ありませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認め、決定いたします。

なお、議案に直接関係のない部課長の退席を認めます。

(諏訪) おはようございます。当委員会に資料の請求をさせていただきたいと思います。議案第74号で2点、議案第77号で1点です。

議案第74号 令和5年度鴻巣市一般会計補正予算（第6号）に関してでございます。ページでいいますと23ページ、福祉課、総合福祉センター管理運営事業の購入備品の一覧をいただきたいと思えます。

2点目がページで31ページ、教育総務課、小学校施設改修事業、1つ目が鴻巣中央小学校出入口増設工事のレイアウト図、現況と完成後のものです。2つ目が工事期間及び期間中のスクールバス運行への影響。3点目が常光小学校から転入する児童数及び笠原地域からスクールバスで既に通学している児童数。4点目がバス到着時間と児童乗降時間の見込み。5点目が乗降時の教職員の配置人数です。

議案第77号 令和4年度鴻巣市一般会計決算について1点です。ページでいいますと231ページ、新型コロナウイルスワクチン接種推進チーム、新型コロナウイルスワクチン接種事業です。委託料の7億1,940万2,489円の内訳、データ入力、システム改修、クーポン券作成等の委託、コールセンターの予約受付に対する受付のものなのですが、委託先及びその取り扱った件数などです。

以上です。

（委員長）ただいま諏訪副委員長より、議案第74号及び議案第77号について資料請求がありました。

初めに、請求のありました資料について執行部に確認いたします。この資料を提出することは可能でしょうか。まず、健康福祉部いかがでしょうか。

（健康福祉部長）資料提供可能でございます。

（委員長）教育部のほうはどうでしょうか。

（教育部長）教育委員会では5点の資料請求がありましたけれども、そのうち中央小学校の出入口増設のレイアウト図、現況と完成図でしょうか、特にパース等は作っておりませんので、簡易な図面においてどの辺りに新しい門ができるかという、そういうものであれば提出することは可能です。

それと、工事期間、また期間中のスクールバス運行への影響というところですが、まず工事期間のスケジュールについては、まだ業者決まって

おりません。入札後にスケジュール調整がされますので、今工事期間は  
ありません。

あと、スクールバスの運行への影響で、その影響を考察したものは、内  
部的に話合いの場はありますけれども、影響を文書化したものはありま  
せんので、これについては資料はございませんが、その他3点につきま  
しては資料提供は可能となっております。

（委員長）次に、資料請求について各委員のご意見を伺います。意見の  
ある方はいらっしゃいますでしょうか。

（潮田）資料請求はそれでいいと思うのですが、これって示されたのは  
今日ということでしょうか。後にこれ委員会としての資料請求であれば  
全員にこの資料が可能なものについては配られるということだと思っ  
たんですけども、ちょっとルールを決めておかないと、執行部としても今  
日出してすぐというのが難しいというのがあるかと思うのですけれど  
も、この提出というのは、委員長のほうでいついつまでにこの資料請求  
があれば出しますよとかということは特に委員のほうには連絡はなかっ  
たかなと思うのですけれども、そこら辺はどうなっているのでしょうか。

（委員長）資料の請求については諏訪副委員長から相談を受けまして、  
事前にまず委員の皆さんにも資料の請求を、提出をさせていかどうか  
の賛否も聞かないといけないのですが、その前に出せるかどうかの確認  
も事前にはさせていただきました。ただ、そのルールということですか、  
いわゆるだからこういうルールで資料請求しましょうよとか、そういう  
ことについては皆さんとは話し合っていなかったと思います。

（潮田）今回のはこれで、出せる資料は執行部から出していただけると  
思うのですけれども、きっとほかの委員もこういう形でというのがルー  
ル化されていると、次にこれ通告をするときがありますよね。その時点  
で今後は請求したい資料については、資料請求等はもうそのときに一緒  
にとかという形のほうがいいかなというふうに思います。これがせつか  
く資料請求して届くのであれば、自分たちがまた質問するときにもその  
ことが既に載っていれば同じことを繰り返さなくてもよいかというふう  
に思いますので、今回のことでどうこうというのではないのですけれ

ども、今後のルールとしてそのようにしていってよいのではないかなという意見を述べさせていただきます。

(委員長) 意見ありがとうございます。潮田委員のお話しされたとおり、通告のときに資料請求のほうもしていく等のルールをこちらでも決めて皆さんにご提示していきたいと思えます。それでよろしいですか。よろしくお願ひいたします。

ほかにご意見ございますでしょうか。確かに自分も資料こういうのが請求したかったという方がいらっしやったかもしれないので、それは申し訳ありませんでした。それ以外に何かございますでしょうか。大丈夫でしょうか。では、この資料を提出させていただくということでもよろしいでしょうか。

(異議なし)

(委員長) すみません、どこまでに、いつまでに出せるかを再度執行部のほうに確認させていただきます。

健康福祉部長、どうでしょうか、いつまでにとかということ。

(健康福祉部長) そうしましたら、この後休憩をいただいて、10分程度で用意ができるかなと思えます。

(教育部長) 同じく10分程度で資料作成ができると思えます。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時19分)



(開議 午前9時20分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

皆さんの了承をいただいていたので、委員の皆さんに了承をいただきたいと思えます。

それでは、お諮りいたします。諏訪委員より請求のありました資料について、委員会に提出していただくということでもよろしいでしょうか。

(異議なし)

(委員長) 異議ないということですので、それでは執行部におきましては15分後に、休憩をした後に用意していただくよう、よろしくお願ひい

たします。

それでは、暫時休憩いたします。

(休憩 午前 9 時 2 0 分)



(開議 午前 9 時 3 5 分)

(委員長) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第74号 令和5年度鴻巣市一般会計補正予算(第6号)のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(健康福祉部参事兼福祉課長) 申し訳ございません。発言の訂正をお願いいたします。

先ほど27ページの2目扶助費のところの説明の中で、「一部国庫補助以外を県が4分の1負担となる場合があります」とご説明をするところ、「国が」というふうに発言をしてしまいました。発言の訂正をお願いいたします。申し訳ございませんでした。

(委員長) 発言の訂正についてはご了承願います。

なお、字句、その他の訂正については委員長に一任願います。

以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(高橋) 議案第74号、一般会計補正予算(第6号)について質疑させていただきます。

23ページ、介護保険課、介護サービス事業所等エネルギー価格・物価高騰等対策支援金給付事業について伺います。こちらは、介護サービス事業といたしましても様々な事業所があると思うのですがけれども、具体的にどのような事業所が対象になるか伺いたいです。

(介護保険課長) ご質問にお答えいたします。

市内の介護サービス事業所、確かに介護サービス事業所につきましても様々な施設がございます、例えば特別養護老人ホームの入所施設、デイサービス等を行う通所系事業所、訪問介護等を行う訪問系事業所もしくはケアマネ事業所等が行う居宅介護支援事業所もしくは地域包括支援

センターと、要するに鴻巣市内に介護サービス事業所を展開している事業所、全ての事業所に対して今回支給するものでございます。

以上でございます。

（高橋）ありがとうございます。

では、25ページ、保育課、保育所等エネルギー価格・物価高騰等対策支援金給付事業、こちらも公立、私立保育園でもいろいろ様々ありまして、あとはこども園等もあると思うのですけれども、その辺りも全て対象になるのでしょうか。

（保育課長）お答えします。

今回の支援金の給付の対象施設としましては、市内37施設について支援を予定しておりまして、保育施設としまして市立保育所8園、幼保連携型認定こども園5園、地域型保育事業14園、認可外保育施設6園、それと幼稚園4園という形になっております。

以上です。

（高橋）再質問させていただきます。

こちらは、今答弁いただきました施設、保育所の1事業所にどれぐらいの配分になるのでしょうか。

（保育課長）今回、支援金の給付に当たりまして補助基準額というものを設けておりまして、そちらのほうに利用定員の人数を掛けまして給付する形になりまして、その補助基準額につきましては、高圧電力を使用しているところは2,500円、都市ガスのところは470円、LPガスを使用しているところは140円、食材料費として2,000円、それと市独自の支援として、日用品費として1,100円を単価として上げております。

以上です。

（高橋）続きまして、33ページ、学校支援課、部活動推進事業、こちらについてお伺いします。

こちらは、今回は吹奏楽部の楽器のみに対しての補正予算というふうになっておりますが、通常は多分この部活動推進事業の交付金というのは大体、昨年、今年も120万で8校だったので、15万円ぐらいの交付だったと思います。今回は吹奏楽のみというところで100万ですね。100万円に

なりますね。8校なので、100万円になると思うのですけれども、この部活動推進交付金、現場のほうで、学校のほうでお伺いしましたら、学校ごとで様々な使用をされているとお聞きしました。例えばサッカー部が著しく破損しているからそれを使用したりという感じだったのですけれども、今回の場合は吹奏楽部のみということなのですけれども、こちらはほかの部活動等のご意見というか、課題みたいなところというのもお調べした上でこの吹奏楽のみというふうに決定したのでしょうか。お伺いします。

（学校支援課長）お答えいたします。

今回吹奏楽部に800万円の交付金を決めた経緯といたしましては、昨年12月の定例会における秋谷議員の一般質問及び今年度6月に中学生から市長への要望が寄せられたことを受け、市教委として中学校の楽器の状態、家庭による楽器購入の実態を調査いたしまして、このような形で予算要求をさせていただいた経緯がございました。やはり吹奏楽部の部活動を推進する上で、ほかの部活動とはやはり必要なものがかなり予算的に違う。例えば1つの楽器を買うのにも何十万ということで、ほかの部活動とは少しその辺りが、保護者負担ということも考えますと少し配慮が必要なのかなということで、今回吹奏楽部に特化した形での予算となりました。ほかの部活動につきましても、やはり先ほど委員さんおっしゃったようにいろいろと課題はあるのは承知しているのですが、現時点では毎年15万円ずつ各学校に配付しておりますので、そちらのほうを活用していただいて部活動のほうを推進していただければというふうに市教委としては考えております。

以上でございます。

（高橋）ありがとうございます。再質問させていただきます。

学校でちょっとお伺いしたところ、同じ吹奏楽部でも様々な、楽器の破損具合でしたりとか、あとは個人所有のものであったりとかということで、差があったように感じます。今、執行部のほうでお答えいただいた、お調べしていただいたということなのですけれども、必要な楽器がどういうものかとか、そういう破損状況なども調べて、購入のものを大体この

100万くらいで大丈夫というふうに決定したのかというところと、あとはその100万ずつの案分、学校ごとにやっぱり部員数というのかなり差がありました。20人のところもあれば50人規模のところもあり、またこれは先生の熱量なのですか、あとは生徒の熱量もあると思うのですけれども、物すごく力を入れていらっしゃる学校と、何かちょっと、例えばコンクールを目指していますというように力を入れている学校と差があるように感じるのですけれども、この辺りというのは、同じ100万ずつというふうになっているのですけれども、どんな根拠でこの100万というふうに決定したのでしょうか。お伺いします。

(学校支援課長) お答えいたします。

まず、1学期に学校のほうに、今部員数も含め必要な楽器、修繕が必要な楽器等調査をかけました。そうしますとやはり、部員数とかそういったところもあるのはあるのですが、やはり100万円程度の、それを超えるぐらいの修繕等が必要な状況が確認できました。それで、本当に優先順位をつけていただくような形で再度調査をいたしました。その中で、やはりチューバやトランペット、あとはティンパニー、やっぱり高額なものが各学校から挙げられておりましたので、やはり100万円程度ほどの学校も必要なのではないかというふうに市教委としては考えまして、この金額を計上させていただきました。

以上でございます。

(西尾) では、議案第74号の補正予算について、5点質問をさせていただきます。

まず、13ページですが、13ページの新型コロナウイルスワクチン接種推進チーム、こちらの新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金ですけれども、実際に予防接種を受けたことにより健康被害を受けた方は何人いらっしゃるか、またそのうち入院に至った方や重篤な状況に陥った方は何人いらっしゃるかお伺いします。

(健康づくり課長兼新型コロナウイルスワクチン接種推進チーム課長) お答えいたします。

新型コロナウイルスワクチン接種による重篤な副反応、その総数について

ては、こちらに情報が入っているものというところでのカウントができないので、市のほうにこの救済制度の申請をいただいている人数としてお答えをさせていただきたいと思っております。それにつきましては、新型コロナウイルスワクチンの健康被害ということで救済制度のほうのご申請をされている方が今現在12名いらっしゃいます。この内容につきましては、入院された方もいらっしゃれば、副作用という方、それぞれということで、この症状とかも多岐にわたるという状況です。

以上です。

（西尾）では、次に参ります。

21ページの障がい福祉課、鴻巣市障害者支援施設管理運営事業ですが、厨房清掃業務委託料とガス配管取付工事、これは先ほどご説明で、あしたばポプラ作業所の厨房の清掃やガス管取付工事ということなのですけれども、クッキー製造のために使われる予定のための措置ということで、処理ということですが、クッキー製造、実際にクッキーを作るためにこの厨房を利用することになる利用者ご本人への要望とか希望の聞き取りなどはやっておられますでしょうか、お伺いします。

（障がい福祉課長）お答えいたします。

現在、川里ポプラ館のほうでクッキー製造を行っております。現在利用者1名の方がクッキー作りに従事しております。しかし、来年あしたば第一作業所と統合するに当たりまして、クッキー作業に従事できる利用者の方が、こちら施設のほうで利用者の方にアンケートを取りまして、アンケート、施設の方、利用者と保護者の方に意向調査等をして、クッキーの全てということではなくて、その一部分も含めてということなのですけれども、両方の施設で一応15名ぐらいの方がクッキー作りをしたいということでこちらのほうでは聞いております。

以上です。

（西尾）では、今の件再質問させていただきます。

クッキー作りに限らず、恐らく利用者の方々全ての方に施設全般についてのアンケートを利用者と、それから保護者の方にされたということではないかと思うのですけれども、クッキーってやっぱり厨房で使い勝手

のよさとかというのは、今までずっと使ってきた作業所でのクッキー作りとやっぱり使い勝手がかなり変わってしまうのではないかと思いますので、できれば細かいところまで、聞き取るのは難しいかもしれませんが、利用者ご本人や保護者の方に細かいところまで、できれば使い勝手のよさだとか希望を聞き取ったほうがいいのではないかと思うのですが、そのようなところまではされていないということでしょうか。

(障がい福祉課長) 施設の利用者の方には聞き取り等は行ってはおりません。ただ、実際支援をする職員等は、一緒にやる職員等がおりますので、そういった職員のほうにはいろいろと今後聞き取り等を行って、改善できる点等については改善をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

(西尾) では、次に参ります。

27ページの福祉課の生活保護扶助事業です。返還金が4,325万1,000円と多くなっておりますけれども、この計算根拠を教えてくださいたいのですが。実績値と大きく乖離しているということですが、計算根拠を教えてください。

(健康福祉部参事兼福祉課長) 答えいたします。

返還金の計算根拠になります。内訳で申し上げます。まず、生活扶助費の超過額についてが1,547万463円となっております。医療扶助費の超過額についてですが、医療扶助費の超過額が2,607万2,380円となっております。

それと、県負担金と申しまして、こちらの超過額が170万8,003円となっております。この県負担金というのが、例えばこれは生活保護法の中でいうと73条の対象者というふうに私たちは呼んでいるのですが、居住地がない方または明らかでない被保護者の方ですとか、路上生活者、ホームレス等の方、あとは各地を転々とする旅芸人の方ですとか、安定した居住地のない方、あとは無料低額宿泊所などの保護受給者の方に関しては、県のほうが市の負担分4分の1を負担してくださることになっておまして、市の負担はなくなるのですけれども、こちらが実績に基

づいて超過になったものでございます。

返還になった理由でございますけれども、予算計上時に計上したときにも十分な伸び率を見込んで事業費を計上したのですが、実績が見込みほどは伸びなかったためという形になってまいります。県負担金の先ほど申しました居住地がない方等の対象者ですが、当初の交付申請のときより実績の報告で7名ほど少なくなったということもありましたので、そちらについて返還額が生じたものです。

以上です。

（西尾）では、再質問をさせていただきます。

実際に交付申請があった申請件数と、それから受給が決まった件数を教えていただきたいと思います。

（健康福祉部参事兼福祉課長）申請の件数という形では出していないのです。金額という形になりますので、件数として決算の件数から先ほどの部分申し上げたいと思います。

まず、先ほどの生活扶助費のところでございますが、こちらに関しては6,759件になっております。それと、医療扶助でございますが、医療扶助が6,602件でございます。県負担の対象者でございますが、こちらが交付申請時の対象者は66名となっております。

以上です。

（西尾）今のそれで実際の受給の件数は。今のは申請の件数ですよ。

（健康福祉部参事兼福祉課長）お答えいたします。

受給者の人数ということでお答えさせていただいてよろしいでしょうか。

（西尾）はい。

（健康福祉部参事兼福祉課長）4年度末の数字になりますが、世帯数が681名、受給者が829名になっております。

以上です。

（西尾）一応今の件確認なのですが、これは生活扶助と医療扶助、重なっている方もいらっしゃるということよろしいでしょうか。

（健康福祉部参事兼福祉課長）そのとおりです。

(西尾) では、次の質問に参ります。

31ページ、教育総務課の小学校施設改修事業、鴻巣中央小出入口増設等の工事ですけれども、これスクールバス6台に対応するための工事だということですのでけれども、今鴻巣市で、教育委員会のほうで進めていらっしゃる小学校の適正規模、適正配置事業、これが最終的に計画しているような形で実現したとしたら、鴻巣市内では朝、夕方それぞれ同じ台数と思えますけれども、例えば朝、スクールバスは鴻巣市内で一体何台走ることになるか。それから、スクールバスで通う子どもたちは、そうしますと何人になるのか、分かる範囲で結構ですので、今分かっている範囲で結構です。教えてください。

(教育総務課長) 現在、中央小学校へ笠原地域からバスを乗り入れしておりまして、現時点での状況でお答えをさせていただきますので、そちらが令和6年度の見込みになりますと、笠原地域が3台で58人、常光地域が3台で56人、令和6年度につきましては中央小へのバスの乗り入れが6台で114名というふうに見込んでおります。

もう一つ、北新宿からバスの受入れを下忍小学校でしておりますが、そちらにつきましては、令和6年度の見込みでございますが、合計で100名を見込んでおりまして、バスについては6台(P.16「3台」に発言訂正)を予定しております。(P.16 発言訂正あり)

以上です。

(委員長) 西尾委員、あと残り時間が5分程度となりますので、よろしく願いいたします。

(西尾) そうしますと、川里地域のほうを考慮しますと、もっと増えるということになると思うのですけれども、そうしますとディーゼル車ですよね。前任者の方も質問されていましたが、ディーゼル車のスクールバスが増えるということで、気候変動のこの時期に、やっぱりカーボンニュートラルを考えますと、多過ぎるのではないかと思います。子どもたちの成長の時期に、大切な時期に運動の機会が減るということもございます。その点についてはどうお考えでしょうか。

(教育総務課長) お答えいたします。

登下校支援につきましては、子どもたちの安全を第一に考えております。委員のおっしゃるとおり、環境問題という点では、ディーゼル車につきましては課題も多いところであるとは思いますが、子どもたちを安全に登下校させるという意味で、スクールバスの運行については教育委員会として大切だというふうに考えております。

以上です。

（西尾）では、最後へ参ります。

33ページ、スポーツ課、鴻巣地域体育施設管理運営事業で自家発電機の更新工事ということですがけれども、老朽化で作動しなかったということですがけれども、どのような機器、自家発電装置なのか、ガソリンを使うものなのかとか、それから前回導入時期と前回導入時の金額を教えてください。

（スポーツ課長）お答えさせていただきます。

まず、方式につきましては、水循環方式のディーゼルエンジンでございます。

設置時期でございますが、更新した記録がございませんので、総合体育館、昭和57年5月開場なのですがけれども、これこのまま設置されているということで考えております。

金額については、申し訳ございません、詳細な資料がこちらにございませんので、ちょっと申し訳ございません、お答え……資料もちょっと残っておりませんので、大変申し訳ございません。

以上でございます。

（西尾）では、その件について再質問させていただきます。

老朽化して作動せずということだったそうなのですが、時々動作確認等はしていたのでしょうか。やっぱり災害時にいざ使えないということが発覚すると大変なことになると思いますけれども。

（スポーツ課長）お答えさせていただきます。

年2回検査をしておりますして、通常6月と12月に、消防立会いの下、点検をさせていただいております。

以上でございます。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時32分)



(開議 午前10時50分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

教育総務課長より発言の申出がありましたので、許可いたします。

(教育総務課長) 先ほど西尾委員からのご質問につきまして、発言の訂正をさせていただきます。

北新宿からのスクールバスにつきましては、適正配置でのスクールバスの運行ではなく、子どもたちの登下校の安全のために通学区域を変更したことによる運行でございます。

なお、見込みの人数でございますが、令和6年度につきましては約100人の、バスにつきましては3台でございます。

訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

(委員長) 訂正についてはご了承願います。

なお、字句、その他の整理については委員長に一任願います。

(芝寄) よろしく願いいたします。

21ページをお願いいたします。中段の障害者福祉費庶務事業の中の備品購入についてなのですが、先ほどの説明でスタンド看板購入というふうにご説明あったのですが、ちょっとすみません、どのようなもので、何のための看板なのか、ちょっと聞き逃してしまったので、もう一度詳細をお願いいたします。

(障がい福祉課長) お答えいたします。

埼玉県では、障がい者など歩行が困難な方のための駐車施設の適正な利用を推進するため、これらの駐車施設を優先的に利用できるものを明確にし、利用証を交付する埼玉県思いやり駐車場制度の運用を令和5年11月1日から開始する予定となっております。本市につきましても、埼玉県思いやり駐車場制度を推進するため、優先駐車区画を案内表示するためのスタンド看板を購入しまして、協力可能な施設に優先駐車区画を設置するものでございます。

以上です。

（芝罘） ちょっとイメージが湧かないのですけれども、ホームセンターとかの障がい者用の駐車場とかにこうやって置くようなものなのでしょうか。それとも、公共施設だけに置く看板なのでしょうか。どのような箇所で使うのか、ちょっとお聞きします。

（障がい福祉課長） 市販されているものでして、市のほうでも環境課ですとかマイナンバー等で使用している、背が小さい、縦置き式というか、地面に置くようなものなののですけれども、それに県のほうから一応ステッカー等が頂けますので、その看板のほうにステッカーを貼りまして、それを路面に設置をしまして、優先駐車区画がここですということで周知のほうをする予定です。

以上です。

（何事か声あり）

（障がい福祉課長） 答弁漏れですね。申し訳ありません。こちらについては、本庁舎や両支所、各公民館など市有施設の駐車場のうち、多くの市民の方が来庁されます、駐車施設に余裕のあります21施設にスタンド看板のほう設置をいたしまして、一応優先駐車区画としては38台分を設置する予定となっております。

以上です。

（芝罘） 続きまして、23ページをお願いいたします。上段のほうの介護保険課の介護サービス事業所等エネルギー価格・物価高騰等対策支援金給付事業なののですけれども、いろいろ説明がありましたけれども、これちょっと財源についてお聞きしたいと思います。財源が一般財源で全て賄われているのですけれども、今後もこれは国や県から来ることを想定して一般財源全部で今回使うという予定なのかどうか、そこも含めて財源の、この一般財源だけでやる意味をちょっと、説明をお聞きします。

（介護保険課長） お答えいたします。

今回の介護サービス事業所等エネルギー価格・物価高騰等対策支援金給付事業につきましては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して行う事業となります。

なお、手続等につきましては、総合政策課が取りまとめて行うようになります。

以上でございます。

（健康福祉部長）今回の補正では一般財源としておりますが、この後の総合政策課が今計画を県に出しております、交付決定があると思われまますので、その時点で最終的には財源更正を見込んでおります。

（芝罘）理解はできました。

次に、31ページの、前任の委員の質問のところでもあったのですが、西中の工事の件、上尾道路の下のほうですね、これどのような施設なのか説明があったのか、ちょっと聞き逃したのか知りませんが、どのような施設が当たって、今後どういうふうに造っていくか、何の施設が変更になるのでしょうか。

（教育総務課長）お答えいたします。

上尾道路の支障になる施設が、駐輪場、浄化槽、プール等のところに道路が当たる予定になっております。そちらの施設につきまして移設というか、新設を考えて……すみません。申し訳ございません。訂正させていただきます。駐輪場、浄化槽、テニスコートが当たります。新たに駐輪場や浄化槽を新しく造るという工事を予定しておりますが、今国のほうと、新たな計画の施設の配置につきましては、学校の要望を取り入れながら、現在国道事務所と調整をしているところでございまして、まだ決定はしておりませんので、今後調整が済み次第、決定になる予定です。以上です。

（芝罘）では、最後に33ページの、これも質問が出ておりましたが、総合体育館の自家発電についてなのですが、今年度中は無理だということの説明がありましたが、これ災害用の自家発電なので、今災害が起きたらどのような対処するのか、もう対策は打っているのか。発電をすぐ用意できる準備があるとか、その予算もちょっと今回補正でも出ていないので、災害があった場合の対策はどのように考えているのかお聞きします。

（スポーツ課長）お答えさせていただきます。

まず、現在火災が発生した場合の備えについてでございますが、停電が発生しないものにつきましては、電気が通っておりますので、そのままポンプのくみ上げができる形になります。停電が起きた場合につきましては、消火器の設置基準、歩行距離が20メートル以内に沿って消火器を配備しているため、初期消火での支障はないと考えております。

以上でございます。

（芝罘）自家発電機だから、例えば、では真夏に避難してきた人がいて、総体なので、今はエアコンがついていますよね。それまでカバーできるのでしょうか。もし避難してきた場合に電気がない状況で。そこはどのようなふうに考えておられるのでしょうか。

（スポーツ課長）お答えさせていただきます。

あくまでこちら消防用のポンプを動かす発電機になりますので、災害用の自家発電機とは別個のものとなります。

以上でございます。

（芝罘）すみません、確認です。では、勘違いしていました。消防用のポンプ用の発電機ですか。消防用のポンプの発電機。こんなにするのですか。するのでしょうかけれども、これちょっとすごい勘違いした。全体を賄うようなそういった自家発電かと当然思っていたのですけれども、もう一度いいですか、そこ。

（スポーツ課長）今回更新工事をさせていただくのは、あくまで消防、消火設備の消火用のポンプを動かすための自家発電機になります。

以上でございます。

（潮田）それでは、13ページからいきます。13ページの公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金、これは小学校と中学校もあるかな。これについては、この補助金の使途に縛りはあるのか伺いたいと思います。

（教育総務課長）お答えいたします。

本補助金につきましては使途が明確になっておりまして、ヘルプデスクの運営及びサポートの保守ですとか、トラブルへの対応ですとか、ICTの人材確保や育成等に係る費用についての補助金でございます。

以上です。

(潮田) そういたしますと、これについては人材確保というところであって、子どもたちに直接何かというものではないということによろしいのでしょうか。

(教育総務課長) お答えいたします。  
委員のおっしゃるとおりでございます。  
以上です。

(潮田) それでは、21ページのほうに参ります。21ページ、私ちょっと通告はしていなかったところになるのですけれども、障害者福祉費庶務事業の中の思いやり駐車場の件のところで、これにつきましては、今、市内の駐車場ではブルーで車椅子の印にしているところがありますけれども、それ以外のところにも増やすという、思いやり駐車場というのはそれとはまた別に増やすという意味なののでしょうか。

(障がい福祉課長) おっしゃるとおり、一般区画を優先駐車区画にするというものでございますので、今あります身障者用の駐車場とはまた別個のものということでございます。  
以上です。

(潮田) これにつきましては、11月からもうすぐに始まる、11月、10月始まるかと聞いておりますけれども、これ利用者側のほうにも利用者証を配るといようなのを聞いているのですが、そういったものはどういった形になるのでしょうか。

(障がい福祉課長) こちらにつきましては、まず10月の広報で周知をさせていただきます。こちらの申請とか利用証の交付につきましては11月1日からということになりますので、こちらについては障がい者ですとか難病患者、けが人等については障がい福祉課の窓口、要介護者については介護保険課、妊産婦については子育て支援課で利用証を交付いたします。また、両支所でも利用証を交付いたします。  
以上です。

(潮田) そうすると、それが無い、あくまでも申請するということになるということによろしいのでしょうか。

(障がい福祉課長) 対象の方については、申請をしていただければち

らで利用証を交付するということをごさいますけれども、ただしその利用証がないからといってその駐車区画を利用できないということではございませんので、真に利用するべき方につきましては広報等我々も行いますので、そういった中で利用証の申請をしていただければというふうに考えております。

以上です。

(潮田) それでは、同じく21ページ、障害福祉サービス事業所等エネルギー価格・物価高騰等対策支援金のところであります。これについて、先ほど前任者の質問で、財源は後に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金になるということでありました。なので、それ以外のところでお聞きしたいのですが、計算根拠、それぞれのところがどういう事業の場合は幾らとかというのが決まっているかと思うのですけれども、それを伺います。また、申請から支給までのスケジュールをどのように考えているのか伺います。

(障がい福祉課長) 答えいたします。

給付金の額につきましては、令和5年4月に障がい福祉サービス事業所等を対象としましたアンケート結果に基づきまして、おおむね電気、ガス、ガソリン、食材費等の増加分が6か月程度賄えるであろう金額のほうで設定をしております。その金額から埼玉県が障がい福祉サービス事業所等の当面のサービス維持に対する支援として支給予定の金額のほうを減じて支給金額というのを設定をしております。具体的に申し上げますと、入所施設については1人当たり1万7,209円、通所については16万247円、訪問系については4万8,404円、これから県が支給する金額、入所については8,700円、通所については2万2,200円、訪問については6,000円を差し引いた金額、実際は入所については1人当たりが8,000円、通所については1事業所当たり13万8,000円、訪問系の事業所については4万2,000円というふうに一応積算のほうをしております。

以上です。

(潮田) 今示していただいた金額というのは、1人当たりということですのでよろしいのでしょうか。すみません、ちょっと1人当たりの月額、これ

全体なのか伺います。

（障がい福祉課長）すみません、先ほど答弁漏れのほうがちょっとありましたので、そこをまずご答弁させていただきます。

申請から支給までのスケジュールということなのですが、給付金の振込日は、初回振込日を令和5年の10月下旬としまして、令和5年の12月末までを予定をしております。

続きまして、金額のほうなのですが、大型入所施設とグループホームにつきましては、定員1人当たり8,000円になります。それから、通所系事業所については、1事業所当たり13万8,000円、訪問系事業所、相談系事業所につきましては、1事業所当たり4万2,000円の金額になってございます。

以上です。

（潮田）分かりました。

同じような事業であるのですが、すみません、23ページの介護サービスのほうのところでの介護サービス事業所等エネルギー価格・物価高騰等対策支援金、これにつきましても地方創生臨時交付金ということでありまして、後に財源更正があるかなというふうに思うのですが、これにつきましてもそれぞれの支給事業所の内訳、計算根拠と事業所の支給額を教えてくださいたいと思います。また、申請から支給までのスケジュールが同じであれば同じ、そうでない場合は説明いただきたいと思います。

（介護保険課長）お答えいたします。

まず、先ほど前任がご説明いたしました障がい事業所と同等ですので、計算根拠、支給スケジュールにつきましては、先ほどの障がい事業所と同じでございます。

違うところがございますけれども、介護事業所につきましては、市内166事業所につきまして今回支給する予定となっております。内訳としましては、入所施設につきましては、グループホーム、短期入居施設等も含めまして41施設、通所系事業所が38施設、訪問系事業所が45施設、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター等が42施設で、合計166施設と

なっております。

支給の事業所に関するそれぞれの支給額でございますけれども、入所施設、こちら特別養護老人ホーム、老人保健施設等の大型の施設につきましては、1人当たり2万円の金額を基に支給しております。例えば100人の定員につきましては、2万円掛ける100人ということで200万円の支給というふうになります。もう一つ、小さめの入所施設というか、グループホームにつきましては、こちらはお一人当たり1万5,000円の支給額として計算しております。グループホームは大体9人、18人等が多くて、9人のグループホームになりますと1万5,000円掛ける9人ですので、13万5,000円の支給というふうになります。同じく短期入所、ショートステイにつきましては、1ベッド数につきまして1万5,000円について支給することになります。もう一つ、通所系事業所、デイサービス等につきましては、1事業所につきまして7万円、訪問系事業所につきましては1事業所当たり4万円、その他、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター等につきましては1事業者当たり2万円等の支給を予定しております。

以上でございます。

(潮田) 分かりました。

続きまして、同じく23ページになりますけれども、放課後児童クラブのほうでも同じくエネルギー価格・物価高騰等対策支援金があります。申請から支給までのスケジュール、同じであれば同様というふうに言っただけであればいいのですけれども、これについても計算根拠、また事業所支給額を教えてくださいたいと思います。

(こども応援課長) お答えします。

まず、支給事業所の内訳ですが、市内の放課後児童クラブのうち、公設民営が15、民設民営6の合わせて21となります。

計算の根拠なのですが、給付対象施設の1人当たりのガス料金として、都市ガスですと120円、LPガスですと40円と、日用品費として600円に利用定員を掛けたものです。事業所支給額の合計なのですが、対象施設への補助金額の合計は99万9,180円です。

申請から支給までのスケジュールなのですが、最速ですと10月初旬には交付申請書の提出を受け、10月の中旬頃には支払うことができるものと考えております。

以上です。

（潮田）同様に、次の25ページ、27ページになります。保育所等のエネルギー価格のほうでは、計算根拠、事業所支給額、これは先ほどありましたけれども、ちょっとメモし切れなかったもので、保育所についてもお願いいたします。

（保育課長）お答えします。

まず、支給対象事業所のほうにつきましては、市内37施設ということで予定しておりまして、保育施設のほうが33園、内訳としましては市立保育所が8園、幼保連携型認定こども園のほうが5園、地域型保育事業が14園、認可外保育施設が6園、それと幼稚園としまして4園、合わせて37施設のほうに支給対象として予定をしております。

計算根拠としましては、補助基準額を設けておりまして、こちらのほう、埼玉県保育所等物価高騰対策給付事業補助金交付要綱で定める金額と同額としておりまして、高圧電力を使用しているところにつきましては2,500円、都市ガスのほうが470円、LPガスが140円、食材料費が2,000円、それと市の独自として日用品費として1,100円ということで、利用定員1人当たり、これらの合計数を掛けまして算出された額を交付するという形になっております。

事業所への支給額につきましては、合計としまして、1,000円未満切捨てになりますので、37園、509万7,000円（P.26「590万7,000円」に発言訂正）のほうを支給する予定でおります。

スケジュールとしましては、先ほどこども応援課のほうの放課後児童クラブ、エネルギーのほうの同等のスケジュールになっております。

以上です。

（委員長）潮田委員、残り時間が5分程度となりますので、よろしくお願ひいたします。

（潮田）そうしましたら、少し飛ばしまして、27ページ、低所得妊婦初

回産科受診料についてでありますけれども、これにつきましてはなかなか周知が難しいかなというふうに思っております。要は予期しないで妊娠をしてしまった高校生とか、親にも言えないというような方とかを、そういった方を救うためのこの初回が無料かなというふうに思うのですが、それを思うと、申請としては先に自分が非課税世帯であるということを証明しなければ受けられないという形になるのか、まず伺います。

(こども未来部参事兼子育て支援課長) ご質問にお答えします。

2通りの支給方法を考えておまして、事前に申請していただいた方に受診券を渡す方法と、先ほど委員がおっしゃったとおり、受診をした後にこれを請求していただく方法、こちらの2通りをご用意しております。以上です。

(潮田) これについては、ちょっともっと細かく担当課のほうでまたお伺いをしたいと思います。

そうしますと、もう残り時間がありませんので、33ページの部活動推進事業についてであります。これについては先ほど前任者も質問をしておりますけれども、今後、吹奏楽部に限らず、いろいろな部活が必要になってくるものもあるかと思うのですが、今鴻巣市がやっている教育ゆめ基金であるとか、またはひなちゃん子育て応援基金だとか、そういったような形で教育の分野として今後これをクラウドファンディングだったり、または基金という形で新たに部活動基金みたいな、そういったものをつくっていくというような発想はないのか伺います。

(学校支援課長) お答えいたします。

現在あるゆめ基金につきましては、設置の理由としまして海外派遣や国際理解教育事業に要する経費の財源に充てるためというふうに条例に定められておりますので、現時点においては部活動の推進に係る支出というのは考えておりません。しかしながら、やはりそういう地域移行に向けていろいろと検討していく必要がある段階にあるのかなというふうには考えております。ちなみに、ちょっと吹奏楽部に限ってしまうのですが、今回、楽器募集につきましては地域への協力を求める形で動いてい

ることも1つございます。具体的には「広報かがやき」に、9月号に掲載予定なのですがすけれども、家庭や企業、団体等に眠っている楽器の活用に向けて、ちょっと広報でご案内するような今段取りを踏んでおります。その広報のほうには、楽器寄附に係る募集要項や手続の流れ、またチラシなども掲載する予定となっております。こういった形で少しずつ地域への協力ということは今後も検討していきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

(潮田) すみません。それでは、あともうちょっとだけ時間ありますので、1点だけ。

31ページの中央小学校の増設工事についてでありますけれども、まずこの工期というところと、あとバスの交通整理のために人員配置とかというのは特に予算化されていないのですけれども、ほかのところでもやはりどうしてもこれ、危ないので、人員配置とかが今後必要になるのではないかなというふうに思っているのですが、そういったことは考えているのでしょうか。

(教育総務課長) お答えいたします。

工事の工期につきましては、議決をいただいた後に入札をして、その後、業者と契約をした中で決定するので、今現時点では工期についての期間についてはお答えすることができないような状況です。

2点目のご質問、交通整理等に人員配置ということでございますが、乗降、乗車、乗ったり降りたりするときについての安全につきましては教職員を1名配置する予定でございます。

以上です。

(何事か声あり)

(教育総務課長) すみません。ガードマンの人員配置についてのご質問ですか。申し訳ございませんでした。工事につきましては、仕様の中に工事のガードマンを配置するようにしておりますので、入っております。以上です。

(保育課長) すみません。先ほどの潮田委員に対する発言の訂正をちょ

っとお願いしたいのですけれども、保育所等エネルギー価格・物価高騰等対策支援金給付事業のほうの事業所支給額のほうにつきまして、「590万7,000円」と申し上げるところを「509万円」と言ってしまったようなので、おわびしまして訂正させていただきたいと思います。申し訳ございませんでした。

以上です。

（委員長）発言の訂正についてはご了承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

（諏訪）では、補正予算（第6号）について何点か質問させていただきます。

まず、21ページです。鴻巣市障害者支援施設管理運営事業のこちらのほうは社会福祉協議会の施設に対しての設備ということですが、前任者が聞いてくださいますして、クッキー作りが、ポプラ館のクッキーというのは結構皆さんに好評でありました。これが継続できるというのは本当にいいなという感じで質問させていただきます。実際私たちも厨房を見せていただきまして、要するに給食を作るための設備になっていましたので、かなり動線としては、障がい者の方が働くというところではちょっと厳しいかなという感じは受けたのですが、その辺がどのように、撤去されるものがあるのかということと、クッキー作りが15名の新たに参加が希望されているということでございますので、その工事の内容をまず伺いたいと思います。

（健康福祉部参事兼福祉課長）お答えいたします。

撤去のことですので、福祉課のほうで計上しております23ページの総合福祉センター管理運営事業の中の撤去の部分で答えをさせていただきます。厨房の安全に配慮するために、撤去をこちらに計上させていただいているのですが、まず不要備品の撤去処分を、冷蔵庫、製氷機、電子レンジ、ガスオーブン、まないた殺菌機、お米貯蔵容器、回転釜、大型ガスコンロなどを撤去で処分を予定しております。それと、ガス管のオーブンですとか、回転釜、大型ガスコンロに接続をしているガス管を撤去する費用をガス管の撤去工事として計上させていただいております。

す。それと、水道の設備工事ですけれども、こちらは製氷機に接続をしている水道管の切離しの工事になります。撤去のところの部分は以上でございます。

以上です。

（諏訪）23ページの併せて答弁いただきました。そうしますと、厨房そのものはかなりスペース的に広くなると思ってよろしいのでしょうか。現在ポプラ館のクッキーを作るスペースというのはそんなに狭くなくて、台が1台あるのと、オープンがあるような形だったのですけれども、こういったレイアウトになるのか、15名のプラスされた16名の利用者の方々が安全にクッキー作りができるようなスペースを考えているのかどうか伺います。

（障がい福祉課長）詳細なレイアウトについては、すみません、まだちょっと現状把握をしておらない部分もあるのですけれども、不要備品ですとか不要なガス管等は今回撤去をしますので、そういった部分では障がい者の安全に配慮がされているというふうに考えております。また、先ほどもお話あったとおり、スペース的にはそんなに広い部分を使わなくても済むのかもしれないのですが、今後多くの方がクッキー作りに参加をしていただく形になりますので、そこについては施設職員のほうにも十分注意をしまして、安全にクッキー作りを行っていただけるように指導監督をしてみたいと考えております。

以上です。

（諏訪）では、ただいまの再々質問です。

撤去するものが結構、大型冷蔵庫だとか、大きな回転釜だとかということになるのですけれども、これは要するに売却できるものなのかどうかを再々質問します。

（健康福祉部参事兼福祉課長）お答えいたします。

私たちも、できるならば売却ができることを検討して、業者さんのほうとかにも調査をしたのですけれども、今回は売却をできるものというのがございませんでした。

以上です。

( 諏訪 ) 続きまして、23ページの、資料請求させていただきましたけれども、備品の購入のところなのです。福祉課の。こちらのほうがただいまの要するにポプラ館と第一作業所の方々が移転してくる場所になるのですけれども、LEDランブー式なのですけれども、数がかなり相当数あります。実際には社会福祉協議会の1階の部分だけを今回使うということになっているかと思うのですけれども、これだけの備品が必要なのかどうかをまず伺います。

( 健康福祉部参事兼福祉課長 ) お答えいたします。

今回、障がい者支援施設の移転に伴って改修工事が行われることでLED化のことを一緒に検討させていただきました。こちらについては、電気の使用量ですとか、ガスの排出量の削減などもつながることですとか、あとは蛍光管や器具も国内の主要メーカーで製造終了となっていることから、蛍光管の調達等も難しくなると想定をされておりまして、工事と併せまして計上したものでございます。

以上です。

( 諏訪 ) この施設の全館のLED化でしょうか。屋外の34個というのも今回計上されているようですので、全館なのか、それとも福祉施設だけのものなのかを伺います。

( 健康福祉部参事兼福祉課長 ) 申し訳ございませんでした。全館のLED化、また屋内のところでもまだLED化が済んでいないところの部分について計上させていただいております。

以上です。

( 諏訪 ) では、再々質問です。

資料にオストメイト用トイレということで計上がありますけれども、実際に今回の福祉施設を利用されている方の中でオストメイトの方がいらっしゃるのかどうかを最後に伺います。

( 障がい福祉課長 ) 障がい者支援施設のご利用者の中には、オストメイトを現在ご利用されている方はおりません。

以上です。

( 諏訪 ) では、ページでいいますと31ページの教育総務課です。こちら

のほうも資料請求させていただきまして、資料でかなりの部分が分かりますけれども、まずレイアウト図を初めて見ました。下忍小の駐車場の増設のときにはちゃんとレイアウト図を頂いていたように思うのですが、今回資料として添付されておりましたので、請求させていただきました。実際に工事の依頼をすると当然レイアウト図なども描かれていくかと思うのですが、一応資料を見ながらということになります。本会議場でも別の議員が質問をいたしましたけれども、この写真を見る限り、やはり樹木の伐採があるということが分かります。先ほど環境問題でも前任者が質問されておりましたが、環境をかなり痛めつけて安全を確保するような工事になるのかなという感じを受けました。そうしまして、まずバスがさらに3台増える、6台ということでございますので、この到着時間、僅か20分間に6台をうまく新たな出入口から入れて、子どもたちを降車させて正門から出ていくという流れになるかと思うのですが、先ほどここに関わる乗降時の教職員の配置人数1名と書かれておりますけれども、中央小学校の場合には適正配置のための人員が1名加配されていたかと思うのですが、要するにその1名の方のやりくりでこの乗降時の配置を行うということでいいのかどうかをまず確認をいたします。

(教育総務課長) お答えいたします。

現在、笠原小からの乗り入れにつきまして、スムーズに乗降を行っております。実績がある中央小学校でございますので、常光小学校からのスクールバスの乗り入れにつきましても基本的には加配の職員を1名置くというふうに考えておりますが、当初は混乱等も予定されると思いますので、学校と協議をしながら進めていきたいと思っておりますが、実際には学期の初め等につきましても校長や教頭につきましても乗降についての支援をしている現状ではございますので、引き続き子どもの安全を第一に調整をしていきたいと思っております。

以上です。

(諏訪) 下忍小の件をまた持ち出しますけれども、下忍小も途中で補正予算で1名、乗降時の見守りのために配置されました。やはり実際に実

行してみないとなかなかそのやりくりが想像できないということに感じたのです。ですので、やはり想像力うんとたくましくして、どういうふうにしたら安全に行えるのか、間違いなく行えるのかをやはり考えるべきだと思っております。加配のほうは1名のままということですので、その方が主にとということになるわけですね。

そうしましたら、次に、今回こういった工事をしなければならないとなった経緯を再質問をさせていただきます。

（教育総務課長）お答えいたします。

現行3台の乗り入れをしております、常光小との統合が決定して以降、学校等と協議をさせていただきました。バスが6台になると、朝の受入れなのですが、教職員の車の乗り入れですとか、給食の食材の乗り入れ等、バス以外にも車が駐車場には入ってまいります。6台に増便になるということになりますと、やはり一方通行で運行がスムーズな形になるのが安全が確保できるのではないかとということで、学校と協議をして今回このような工事をすることで補正予算のほうを計上させていただいております。

以上です。

（諏訪）経緯は分かりましたけれども、この常光小学校の子どもたちを中央小学校に転入ということに関しては、今年の6月12日に常光小学校の地域の方々との意見交換会が持たれています。参加者4名ということでした。その中でもスクールバスのことに関してはかなりのご意見がありましたけれども、そのときからかなり、1年以上たっているわけなのです。こういったスクールバスの課題というのはもっと早くにいろいろと出ていたかと思うのですが、課題の説明は、常光小学校の地域の方々や保護者の方々への説明はどのように6月12日以降行ってきたのかを再々質問します。

（教育総務課長）お答えいたします。

今年度につきましては、春、5月に説明会を開催させていただいております。その中では登下校の支援につきましてもご説明をさせていただき、ご意見をいただきながら回答をさせていただいております。また、スク

ールバスの乗車の希望につきましても、保護者のほうには希望を取っておりまして、課題等につきましてもは、ご質問いただく中で、教育委員会としては保護者の不安がないように丁寧にご説明をさせていただいてきておりまして、お電話をいただいたりですとか、またこちらからお電話をしたりですとかということ、個別の対応もさせていただきながら、ご理解をいただき、進めているところでございます。

以上です。

(諏訪) では、33ページの学校支援課です。部活動のものです。こちらのほうが今回、100万円の予算が8校にということで800万円の補正予算が出ました。前任者のほうの質問でも明らかになりましたけれども、毎年15万円の部活動のための費用が計上されて、それで補われていたということなのですが、今回吹奏楽に限って100万円ということになるわけなのですけれども、先ほど市長への手紙などの市民のご意見、それと議員の一般質問ということから今回このようになったということでございますけれども、そうしますと実際にまだまだ足りていない部のところもあるかと思うのですけれども、そういったところから切実な声が上がったときもそういったことはお考えのことがあると思っております。

(学校支援課長) お答えいたします。

今ご質問いただいた内容につきまして、もし今後そのようなお声がありましたら、その都度検討してまいりたいと思っております。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

(何事か声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時39分)



(開議 午前11時39分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(西尾) では、議案第74号 令和5年度鴻巣市一般会計補正予算(第6号)について、反対の立場から討論いたします。

23ページ、総合福祉センター管理運営事業、これは川里ポプラ館を廃止し、総合福祉センターにあしたばポプラ作業所を造ることが前提となっております。利用者の環境、それから地域から作業所がなくなることによって生じる将来の地域への影響を鑑み、川里ポプラ館の廃止に反対する立場です。

また、31ページ、鴻巣中央小出入口増設工事がございしますが、これはいわゆる適正規模、適正配置によりスクールバス登校の児童が増える形になります。適正規模、適正配置につきましては、地域の声に耳を傾け、話し合いを重ね、慎重を期するべきとの立場です。また、朝のバスの利用時間、20分間に計6台のバスが出入りし、111名の児童が降車するという形になるとのことですけれども、話を聞きますと降車時の職員の配置は現在1名を想定しているということでございます。20分間に6台のバスが出入りし、111名の児童が降車するというこの状況に児童の安全性の確保が難しいのではないかと思う立場から、今回の議案に反対いたします。

以上です。

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(諏訪) では、ただいまの補正(第6号)に反対の立場で討論をさせていただきます。

1点です。中央小学校へのバスの乗り入れの工事の件です。こちらのほうは、やはり先を見ない取組、適正規模、適正配置に基づいた、後からの困難なことを解消するための議案だと思います。ですので、適正配置が本来の正しい意味での小中学校の適正配置であればいいのですが、小

規模校をなくしていくための統廃合と思われるところからも、今回の工  
事に対しては反対をいたします。

以上です。

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第74号 令和5年度鴻巣市一般会計補正予算(第6号)のうち本委  
員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員  
の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時43分)



(開議 午後零時58分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第77号 令和4年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち  
本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後1時27分)



(開議 午後1時29分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

子育て支援課長、先ほどの続きでお願いいたします。

(説明省略)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時15分)



(開議 午後2時35分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で説明が終わりましたので、これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(高橋) 議案第77号、一般会計決算書についてお伺いします。

171ページ、こども応援課、次世代育成・子ども子育て支援事業についてお伺いいたします。子ども食堂応援金、こちらは、交付金についてはどういった事業や事業対象者に使われているのかをお伺いいたします。

(こども応援課長) お答えします。

子ども食堂等応援金の対象事業、交付対象について、子ども食堂等応援金は支援が必要な子の見守りや居場所となり、孤独、孤立を防ぎながら地域で食を通じてつながる子ども食堂等の継続的な運営を支援するもので、市内において子どもに対し食事の提供、フードパントリー等を行う団体に対して交付をしております。

以上です。

(高橋) 子ども食堂等というのは、等というところがちょっと気になるのですけれども、どういった事業。

(こども応援課長) 子ども食堂等の等なのですけれども、それはフードパントリーを含みます。フードパントリーというのは、弁当または食材の配布、または配達を行う事業であります。こういった団体も含みますということです。

以上です。

(高橋) では、続きまして、その下、青少年子育てふれあい体験事業についてお伺いいたします。

こちらは、予算よりもかなり執行率が、16%と低いようなのですけれども、どういった事業なのかということも含めて予算どおりに執行されなかった理由をお伺いいたします。

(こども応援課長) まず最初に、どのような事業かについてです。市内の中学校と連携し、助産師の講義から乳幼児期の特性や命の大切さを学

び、乳幼児の親子との触れ合い体験から自身の将来の仕事、結婚、妊娠、出産、子育てを考えるきっかけとして、将来の育児不安の軽減や児童虐待の防止の一助とする事業です。

続きまして、執行率が低い理由についてお答えします。当初予算は、市内の中学校全8校が青少年子育てふれあい体験事業を実施する予定で計上しておりましたが、実際に実施したのは4校でした。実施校4校のうち2校は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、ふれあい体験は行わず、助産師の講義のみとなっております。講義のみでしたので、ふれあい体験に係る費用（消耗品や郵券料、傷害保険料など）が少なくなっております。また、実施校4校中のうち2校で実施した講師の助産師は無償で講義を行っているため、講師謝礼も2回分となっております。

以上です。

（高橋）8校中4校の実施だったということですがけれども、コロナの感染症のことということですがけれども、学校によってその判断が違ったという認識でよろしいでしょうか。結局、体験の格差というか、みんな公平にできなかったというところがちょっと気になったので、お伺いします。

（こども応援課長）市内8校の中学校に事業実施の意向調査を伺い、希望する中学校で実施しました。ということなので、全ての学校で行わなかったとなっております。ということで、学校の意向でしたということです。

（高橋）すみません、ちょっと再質問します。

その学校の意向というのは、どなたの判断ですか。校長先生ですか、それとも生徒たちにアンケート等を取って、私たちはコロナが心配だからやりませんというふうにしたのか。先ほどもお伝えしたとおり、体験の格差というのが起きてしまっているのかなというところがちょっと気になったので、お伺いします。

（こども応援課長）市のほうから中学校に投げかけて、中学校からできますという回答を得られたということです。

(高橋) それは理解しているのですけれども、結局 8 校中やっているところとやっていないところがあるわけですね。ということは、受けられなかった生徒がいるのといないとで格差があると私は思ったのですけれども、そういったところは生徒たちが私たちはいいですって言ったのか、それとも先生たちが判断して、うちはやりませんって言ったのか、そこをもうちょっと。全部やっていないというのでしたら、公平にやらなかったというふうに理解できるのですけれども。それを今お聞きしています。

(こども応援課長) すみません。実際に生徒にアンケートを取ったかというのは各学校でないと分からないので、そこまでは確認していません。以上です。

(高橋) それでは、175ページ、子どもの居場所支援事業とは、こちらは具体的な事業内容を教えていただきたいのですけれども。また、報酬というのは何をされている方にどんな目的で、何のためにやってくれている方にお支払いをしたものかというのをお伺いしたいです。

(こども応援課長) 子どもの居場所支援事業の具体的な事業内容についてお答えします。

子どもの居場所コーディネーター 2 名を配置し、主に 3 つの事業を行っています。1 つ目、学校や地域、要保護児童対策地域協議会などにより得た情報を基に、支援が必要な子どもと家庭を必要な支援につなげると。2 つ目、子どもの支援に取り組む団体の把握や情報共有、支援者の発掘などにより支援のマッチングを行う。3 つ目、子どもの居場所マップやホームページにより、子どもの支援に取り組む団体への市民の認知度を高め、支援の輪を広げる。

次に、報酬はどなたに支払われたものですかということなのですけれども、お答えします。子どもの居場所コーディネーター 2 名にお支払いしております。

続きまして、子どもの居場所コーディネーターの仕事内容は。子どもの居場所コーディネーターの主な仕事内容としては、市内の小中学校を訪問し、支援が必要な子どもの情報を収集し、関係機関へつなぐ、また子

どもの支援に取り組む団体の把握を行っています。

以上です。

（高橋）続きまして、その下にあります消耗品等光熱費、こちらはどこの事業所になりますか。そして、誰がどういうふうな目的でどれぐらいの頻度で使われているものなのか伺います。

（こども応援課長）需用費はどこで使われているかという話ですが、需用費のうち光熱水費については、食材の一時保管場所、食材料の配分、仕分を行う拠点として、子ども食堂運営団体が利用しているパントリーくすくすに係る費用となります。主に冷蔵庫、冷凍庫の電気料金となっております。また、令和4年度の利用回数は78回あり、月にすると平均6.5回利用しております。

以上です。

（高橋）ありがとうございました。

では、続きまして181ページ、子育て支援課の養育支援訪問事業です。こちらも執行率21.8%ということですが、利用者が見込みを下回ったようですが、当初の予定では何名の計画だったのか、また実際に利用者は何名だったのか、そして下回った理由というのは何が考えられるのかお伺いいたします。

（こども未来部参事兼子育て支援課長）それでは、質問にお答えします。当初の予定としましては、利用者を7人と見込んでおりました。実際に利用に至ったのは4人でした。また、執行率のほうはかなり低いということですが、この7名もマックスで取って224回とみなしていたのですが、実際に利用があったのは43回。この理由としましては、やはり途中でおやめになるとか、そういった経緯もあってちょっと数字のほう伸びなかったということになります。

以上です。

（高橋）ありがとうございます。答弁いただきましたそのおやめになったというのは、やめられた理由というのを伺いしてもいいですか。

（こども未来部参事兼子育て支援課長）いろいろな理由はございますが、特に必要がなくなったとか、あとは転出したとか、そもそも里帰り等で

家庭の支援を受けられたりとか、途中で状況が変わった方等が考えられます。

以上です。

（高橋）今のご答弁だと、いい意味でなくなったというのだったらいいのですけれども、こちらって国の次世代育成支援対策交付金ですよ、たしか。育児ストレスや産後鬱などの解決、軽減をとという事業になると思うのですけれども、今回ってコロナでそういった方が社会的にも増えているという中で減ってしまったというのがちょっと気になりました。なので、今お聞きしたのですけれども、本当にいい意味で少なかったのか、それともコロナでそういった方を拾い切れなかったのかというのが気になったのですけれども、その周知の方法というのは工夫はされたのでしょうか。

（こども未来部参事兼子育て支援課長）こちらのそもそもの養育支援事業というのが児童福祉法の第6条第5項の規定に基づく支援者という形になりますので、全部のお子さんにとかという対象ではなく、支援を必要とこちらで判断した方に申請をもってお勧めする制度となりますので、この周知というのは幅広くできるというのではない事業となります。以上です。

（高橋）すみません。では、私のちょっと認識があれだったのですけれども、では周知ではないとしても、そういった方というのはコロナ禍で増えていたと思うのですけれども、そういう大変な方というか、必要な方というのはしっかりと確認できたというか、そういったところというのも引き上げられていたのかなって。ちょっと執行率低いので、逆に増えてもいいのではないかなという私の感覚なのですけれども、お伺いします。

（こども未来部参事兼子育て支援課長）委員おっしゃるとおり、この事業、執行率低いので、私たちも当然もう少し利用を増やしていきたいというのは考えております。また、コロナでいろいろ支援を必要とするご家庭も増えているのかなというところでは把握はしております。やはりこちらの対象となる方たちが先ほど申し上げた児童福祉法の中に当て

はまる形になりますので、要支援児童等、これは要対協で扱っているケースだったり、特定妊婦さんだったりというところで限られております。ただ、支援をするというところではしっかりと面談をして、そういった人たちがどれぐらいいるのか、必要としている方はどれぐらいいるのかというところを把握しながら、もうちょっと執行率も上げていきたいなとは考えております。

以上です。

（高橋）続きまして、では229ページ、健康づくり課、健康相談事業ですけれども、こちらの具体的な事業内容というのを伺います。

（健康づくり課長兼新型コロナウイルスワクチン接種推進チーム課長）健康相談事業のどんな事業かというところをまず申し上げますと、健康増進法に規定されます健康増進事業として保健師、管理栄養士、看護師による健康相談と栄養相談を実施しまして、個人に対応した健康長寿のための生活習慣の実践を促すことを目的とした事業です。具体的な内容としましては、高血圧、糖尿病、肥満、女性特有の症状について保健師や管理栄養士が個別に相談を実施するいきいき健康相談や、胃がん、肺がん検診会場にて来場者に対して保健指導を実施する健康相談などがございます。

以上です。

（高橋）続きまして、ではその下の食育事業、こちらも先ほどの健康相談事業とまたちょっと違うのでしょうかけれども、すみません、詳しくこちらも伺いたいです。

（健康づくり課長兼新型コロナウイルスワクチン接種推進チーム課長）食育事業につきましては、食育基本法及び鴻巣市健康づくり推進計画に基づきまして、生涯にわたり健康で自立した生活を送れるよう、乳幼児、学童思春期、成人期、熟年期における食育を実施しております。主な事業内容としましては、乳幼児健診での食育、それから食育講演会、あと親子料理教室、男性料理教室等の実施がございます。

以上です。

（高橋）では、再質問させていただきます。

乳幼児だったりとか、今料理教室等のご説明いただいたのですけれども、こちらは例えば鴻巣市のデータヘルス計画など、鴻巣市の健康課題というのが明確に出ていると思うのですけれども、そういったところを反映させた対象者というのを決めてやられているのでしょうか。お伺いします。

（健康づくり課長兼新型コロナウイルスワクチン接種推進チーム課長）  
各事業の対象者というのは、具体的には選定はしておりません。乳幼児期健診参加者につきましては、1歳6か月健診であるとか、3歳児健診とか、その健診の対象者という形で行わせていただいております。こちらとしましては、参加を希望する方を広く受け入れるということで、親子料理教室とか、参加の募集要件というのはそれぞれございますが、ある一定のターゲットに絞って何かをということではなくて、各種事業の対象者がそれぞれいる、そういう状況です。

以上です。

（高橋）そうしましたら、その下の健康教育事業というところも、すみません、こちらも、私はこの3つが同じような感じがするのですけれども、こちらもどんな事業なのかというのも伺います。

（健康づくり課長兼新型コロナウイルスワクチン接種推進チーム課長）  
こちらの健康教育事業としましては、健康増進法に規定される指導及び相談ということで、これに付随する業務として生活習慣病予防対策を中心とした健康教室、講座を開催しまして、健康長寿のための生活習慣の実践を促すことを目的とした事業です。具体的な内容としましては、思春期防煙教室であるとか、健康づくりセミナー、それから男性料理教室等がございます。なかなか同じ講座のように見えて目的は微妙にちょっと違っているという形の事業にはなっております。

以上です。

（高橋）すみません、またちょっと先ほどの質問と重複してしまうのですけれども、こちらも鴻巣市のデータヘルス計画だったりとか、健康増進計画だったりとか、そういったところの鴻巣市の健康課題というのがはっきりとしていると思うのですけれども、特定健診の例えば40代の方

たちの受診率が低いとか、そういった明確に出ている健康課題に対してこの事業というの是对象者というの は決められているのかな。男性の料理教室とかという話もありましたけれども、そういったところの事業内容というの はどうい うのを根拠に決めていらっしゃるのでしょうか。お伺いします。

(健康づくり課長兼新型コロナウイルスワクチン接種推進チーム課長)  
各事業のターゲットというの は、限定はされておりません。ただ、やはりいろんなライフステージがあつて、例えば思春期の子であるとか、あとは男性の方、女性の方、それぞれでやはり健康に関する健康長寿のための生活実践というの は必要だと考えています。ですので、思春期防煙・薬物乱用防止教室につきましては児童生徒、それから健康づくりセミナー、女性の健康教室等につきましては、やはり女性の場合は特有のものということで、それぞれの講座でそれぞれの目的を持って広く実施しているという状況です。

以上です。

(高橋) では、再質問させていただきます。  
それぞれのターゲットに合わせてということですがけれども、そうしましたらそれぞれのターゲットの方、ライフスタイルによって参加できる時間帯だったりとか曜日とかというの も変わってくると思うのです。例えば男性の今働いている方でしたら、平日の開催日だと参加は難しいと思うのです。そういったところもターゲットに合わせて計画されて周知されているのか。というの も、ちゃんとせっかくいいことをやってくださっているのですけれども、参加者が参加できなければ意味がないと思うので、お伺いいたします。

(健康づくり課長兼新型コロナウイルスワクチン接種推進チーム課長)  
広く事業という形で健康づくり課としましては健康づくりの事業に取り組んでおります。私、4月からここに来て様子を見ている状況なのですがけれども、やはり平日の昼間となるとどうしても働いている方は出られない。ただ、健康日本21、国の目標なんかも健康に関心のない世代というのがやはり重要なのではないかというところでも示されているところ

です。事業の開催に当たりましては、年間計画等がございますので、令和5年度、急にというところはなかなか難しいところもあるのですが、やはりその必要性は捉えておりました、何とかターゲット層についての取組というか、そういったものを実施できないかというところでは、すみません、4年度の決算とはちょっと離れてしまう状況ではあるのですが、ターゲット層の検討は行っているというところですので、以上です。

（高橋）では、続きまして335ページ、学校支援課、子どもの教育ゆめ基金積立金についてお伺いします。

こちらは、海外派遣など、中学校の生徒海外派遣事業の国際理解教育事業に要する財源に充てるためということになっていると思うのですがけれども、こちらは今年度は一体、昨年までコロナで海外のほうにも行けなかったと思うのですがけれども、先ほどほかの委員さんも聞いて、ちょっと重複してしまうのですがけれども、子どものゆめ基金というぐらいなので、海外派遣以外のものにも充てられればいいのになというふうに思ったのですがけれども、その辺りとかというのは検討されているのかどうかお伺いします。

（学校支援課長）お答えいたします。

子どもゆめ基金につきましては、ゆめ基金条例にもございます。今委員もおっしゃっていたとおり、こちら条例に基づきまして海外派遣事業及び国際理解教育事業に要する経費の財源に充てるというふうに使途の目的がある基金となっておりますので、現時点においてはこちらの使途に合わせた形での活用ということで、それ以外のところはちょっと考えておりません。国際理解教育事業というのは、ALTの派遣も含まれております。なので、海外派遣のみではなく、国際理解教育事業はそのALT派遣業務委託事業も含まれておりますので、そちらで活用するというので今のところは考えております。

以上です。

（高橋）すみません、ちょっと何度も聞いてしまうのですがけれども、こちらはALTと海外派遣、国際理解教育事業というところなのですか

ども、ALTは市内の中学生全員に受けられるものだと思うのですけれども、海外派遣に関しては、異文化交流などもあり、とても学びのあるいい事業だと思うのですけれども、市内で20名のみしか参加ができない。私の子どもも中学校にいますけれども、これはちょっと優秀な子しか行けないのではないかというような認識もありまして、教育の格差というところが今社会的にもテーマになっていますけれども、確かに20名の子はそういった教育が受けられるのですけれども、そのほかの市内の生徒というのは結局受けられないわけではないですか。そういったところというのは教育委員会としてはどのようにお考えなのか伺います。

(学校支援課長) お答えいたします。

まず、海外派遣の目的ですが、こちら中学生が外国の言葉、習慣などを体験的に学ぶことにより国際的視野を持った、国際社会に対応できる人材の育成を推進することとしております。帰国後、この派遣生たちはクレアこうのすでの市の報告会、委員の皆様にもご出席いただきましたがそちらで報告会をするとともに、それぞれの学校においても帰国報告会を行い、海外で学んできたことの成果を同じ学校の仲間の前で伝える機会を設けております。各学校の生徒たちは、派遣生の発表により、間接的ではございますが、世界を身近に感じるとともに、自分たちの住む日本や郷土である鴻巣のことを改めて感じ、それぞれの国のよさや違いについて学んでおります。そして、後輩である中学1年、2年生は、自分が3年生になったとき、この海外派遣事業に参加してみたいという興味、関心を抱き、このことがきっかけになって、将来はふるさと鴻巣、ひいては国の発展に貢献する生徒が育つこと、さらには鴻巣市全体の英語教育への関心の高まりも期待しております。

以上です。

(高橋) 先ほどもちょっとお話ししたのですけれども、やっぱり体験格差だったり、教育格差というのはとても社会的にも問題視されていることだと思いますので、そういった意味でも、20名、報告会もあるとはいえ、やはり私も行きたかったな、僕も行きたかったなと思う子もいると思うのです。なので、やっぱり今後そういった体験できる機会というの

を広げるとか、別な方法を考えるとか、そういうことというのは、その海外派遣ですね、例えばズームでみんなで体験できるとか、今ちょっと思いつきで言いましたけれども、そういった誰もが体験できるようなものに変更していくとか、こういうのを考えていらっしゃるのってありますか。伺います。

（学校支援課長）今委員のお話にもあったように、確かにそちらの懸念は教育委員会としてもやはり思うところはありまして、そのために今オンラインで海外とつながりながら学習を進めているという事例も、年々そういう報告も教育委員会のほうに寄せられておりまして、実際に私たちも現場に出向いて海外の、例えばマレーシアとかですか、あとこの間は韓国でしたか、そういった国の子どもたちとオンラインで学習をしているというケースもありまして、こちらは少しずつ市内に広めていきたいというふうに思っております。

以上です。

（教育部長）ボーカムヒルズ高校と、今年度4年ぶりに行かせていただきましたけれども、ボーカムヒルズ高校とは歴史もありまして、向こうの学校と鴻巣というのは非常につながりが深く、来年度と伺いますか、今度はボーカムヒルズ高校とオンラインでつながるとか、そういうのもありますけれども、来年度におきましてはボーカムヒルズ高校が今度鴻巣に来ます。ですので、たくさんの中学生が今度は向こうから来る生徒たちと英語というのを体験ができるということで、それはやはりこちらからも20名とはいいながら伺わせていただいて、さらに次の年はボーカムヒルズから多くの生徒が来まして、鴻巣でホームステイなどを行って、海外の文化を日本で体験できるというような、そういうつながりがありますので、その中では非常に重要な事業だと考えております。

（高橋）この間報告会の際にそれ最後に説明していただいていた、そのときに参加した家族に受入れをお願いしていただいたではないですか。逆に、行けなかったけれども、受入れはできるよという家庭もあると思うので、あえて逆に行った子ではない生徒の家庭に受入れをするというふうにするれば、またさらに外国人の方との交流も広がるのではないかなと思うの

ですけれども、その辺りはどうでしょうか。伺います。

（教育部参与）先ほどの参加した家族のほうにお願いするという形なのですが、意外とこれがなかなか受入れがなくて、実際のところはやはり募集をかけております。そういった中ですから、海外派遣に行った生徒の家庭にホームステイというわけではなくて、それももちろんありますけれども、それ以外の中学生の家庭への受入れを行っていただいておりますので、そういった意味では幅広く受け入れていただけるかなって思っております。

以上です。

（高橋）では、続きまして345ページの教育総務課、小学校給食運営事業についてお伺いいたします。

こちら委託費、給食業務の委託料のところなのですけれども、こちらの委託料の中に栄養士さん、管理栄養士さんとか栄養教諭という、人件費というのですか、仕様書の中の契約内容にそういったものが入っているのかというところなんです。鴻巣市の栄養教諭の配置基準というのがたしか8人でしたっけ、県費で8人だったと思うのですけれども、市の人件費の補助分の栄養士さんというのがこの委託料の中の仕様書の契約内容に入っているのかというのを伺いたいです。

（教育総務課中学校給食センター所長（副参事級））委託契約の中で栄養士または管理栄養士の資格を有する者ということで、今年度3名の方々をそれぞれ3校に配置をしております。そのほか、県費の栄養士5名がそれぞれ5校のほうに配属されております。県費栄養士及び委託栄養士が配置されていない学校につきましては、調理業務従事者の中に栄養士の資格を有する者を配置してございまして、栄養士業務について、学校の助言、指導に基づき栄養士の補助業務を行っているという状況です。以上です。

（高橋）再質問させていただきます。

こちらの給食運営事業、委託費の中に栄養士、管理栄養士の方が3名分人件費として入っているというところだそうなのですが、こちらの栄養士さんというのは、仕様書、契約内容の中で具体的にどんな業務をし

てくれているのかというのをちょっとお伺いしたいです。

（教育総務課中学校給食センター所長（副参事級））業務委託の仕様書の中での業務内容ですが、主なものといたしまして発注業務、あと研修業務とか調理指示、あと衛生管理と食物アレルギー対応などを行っております。

以上です。

（高橋）すみません、では再質問させていただきます。

今お伺いした内容ですと、県費で栄養教諭だったりとか、一般的に栄養士業務としてやられているものと同じような業務をされているようなのですけれども、ちょっとある市内の学校関係者の方からお伺いしたのですけれども、要するに栄養士の、委託の栄養士さんと県費の栄養士さん、管理栄養士さん等のスキルの違いというのがかなりあるとお伺いしています。というのも、結局そういう食物アレルギーのこととかというのはかなり命に関わる問題だと思うのですけれども、業務としてやっぱりとても大切なことで、丁寧にやりたい、そういったところができなくて、栄養教諭がサポートに入っていて業務過多になっていると。もちろん基準があるので、1校に1人栄養士さんというのはいない状況だと思うのですけれども、例えば3校に1人というふうに受け持っている栄養士さんもおられると思うのですけれども、そういったこういう委託の栄養士さんとかのスキルというのですか、栄養教諭等と同じようなスキルを持ってできているのかというのをお伺いしたいです。

（教育総務課中学校給食センター所長（副参事級））栄養士の問題でやはり食物アレルギーの対応について一番重要だと思われませんが、そのアレルギー対応につきましても、市のマニュアルに基づきまして、校長、教頭、養護教諭、給食主任、調理員、栄養教諭がそれぞれの役割を持ち、食物アレルギーのある児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、授業や校外活動、学校給食などの学校生活全般で対応している状況となっております。

以上です。

（高橋）今食物アレルギーだけの答弁なので、ではちょっとそこについ

てお伺いします。

そうしましたら、学校給食における食物アレルギー対応指針というのがあると思うのですけれども、食物アレルギー対応委員会、今答弁の中にあつた校長先生をはじめとしてやられていると思うのですけれども、現状だと1校に栄養士さんいらっしゃるのではないですか。そこは、その委員会というのはどのように組まれているのかというのを伺います。

（教育総務課中学校給食センター所長（副参事級））今お話ししましたけれども、学校の校長以下、先生方、調理員、栄養教諭も含めまして一生懸命やっただいて、現在うまく回って順調に進んでおります。ですので、今後も現在の状況を維持できればと考えています。

以上です。

（高橋）すみません、再質問します。

答弁にありましたうまく回っているというその根拠というか、何を基準にうまく回っているとおっしゃっているのかがちょっと分からないのですけれども、食物アレルギー等の取組、個別で対応する等というのはやっぱり命に関わることで、もちろん生徒の安全、命を守るということもそうなのですから、職員を守るという意味でもとても大切なことだと思ふのです。今回、学校関係者の方から、そういった今3校に1人栄養士が業務をしていて、業務過多の中、除去食品の発注等やられたりとか、そこでミスが起きないかというふうに思いながらも、業務過多の中やっていらつしゃると。そういった状況だと聞いているのですけれども、今うまく回っているとおっしゃっていた。何かが起こってからではとても危ないことだと思ふので、先ほどおっしゃっていたうまく回っているというところの根拠というか、そういったところを明確にちょっと伺いしたいです。

（教育総務課長）お答えいたします。

鴻巣市の小学校につきましては自校給食となっております、栄養士の配置につきましては、先ほど中学校給食センターの所長が答弁したとおり、県費の栄養教諭等が5人、調理業務委託の仕様の中で栄養士業務と

ということで3名ということで、人数的には8人になっております。1人当たりの受持ちが配属校プラス担当校が1ないし2ということで、1人の栄養教諭ないし委託の栄養士が受け持つ学校が2校から3校というふうになっております。先ほど委員のほうからご質問いただきました栄養士がいない学校についてはというところなのですが、担当の栄養士もしくは栄養教諭のほうのアレルギーにつきましても調理指導の指示書につきましても見ている状況ですので、栄養士がずっと常時はいない学校もございしますが、いなくてもきちっと指示を出し、月の中で2回以上巡回するというような指示も出しておりますので、その中で担当の栄養士がいない学校についても給食管理や衛生管理、アレルギーの対応についてはきちっと把握をし、実施しているというような運用を現在しております。

以上です。

（高橋）すみません、では最後にお伺いします。

8名の栄養士さん、小学校18校に対して8名となっておりますが、かなり少ないかなというふうに思いまして、今回委託のこの給食事業委託料の中に3名の栄養士さんがいらっしゃるということで、8名中の3名、その3名の方がしっかりと栄養士の資格を持っていても同じようにスキルを持った人、役割を持った人ではないと意味がないと思うのです。もちろん550人に1人という配置基準になってはいますが、できれば550人以下、549以下でも1名の配置というのは市の補助のほうでしてもらえたらいいなというのがありますけれども、今の現状で今委託の方、ここの中に3名の方がいらっしゃるということなので、同じようなスキルを持ってやっていただけるように今後ご指導いただけるかどうか、最後に伺います。

（教育総務課長）お答えいたします。

スキルについてはまちまちなところもあるかもしれないのですが、市としては今現在受託をしていただいている3名については栄養士としてスキルを持ってやっていただけているというふうに確認はしておるところでございます。とはいっても、アレルギー等に含めても日進月歩のとこ

ろがございますので、委託業者の中でも研修をしていただくように仕様の中では依頼をしております。引き続き委託業者の中では栄養士の研修をしていただくこと、または県ですとか市のほうでも研修会等があるときにはご案内をしたり、新たな情報があったときには、委託だから、県の栄養教諭だからということではなく、鴻巣市の子どもたちの命を守るおいしい給食を届けるという意味で全て8人の栄養士に情報提供、情報共有、または必要であれば指導等も教育委員会からは引き続きしていきたいと思っております。

以上です。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後3時20分)



(開議 午後3時33分)

(委員長) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(西尾) では、議案第77号につきまして、通告順に従い質問をさせていただきます。

まず、一番最後の通告のページになるのですが、147ページ、川里創作館維持管理事業についてです。令和5年の5月31日にこの川里創作館は廃止になったかと思っておりますけれども、水道光熱費が昨年度よりも若干上がっているのです。エネルギー価格高騰のあおりを受けたのもあるかと思っておりますけれども、念のためお伺いします。令和3年度と令和4年度の利用状況を教えてください。

(健康福祉部参事兼福祉課長) お答えいたします。

川里創作館の令和3年度のまず利用回数、利用者数の順でお答えいたします。まず、令和3年度、利用回数が13回となっております。利用者数が、これは延べ人数になりますが、129名利用していただいております。令和4年度が利用回数17回、利用者数は158名となっております。ただし、令和3年度については網戸の修繕等の影響等、コロナ禍でしたので、ありまして、1月の11日から1月の17日まで休館とさせていただいております。それと、8月の2日から9月の30日まで、こちらについても休館

期間とさせていただいておりますので、1年間ということの利用者のカウントではございません。

以上です。

(西尾)では、次に参ります。

同じく147ページの重層的支援体制整備事業についてお伺いします。システム導入業務委託料は全てカシオかどうかお伺いします。また、そのうちのL i v (リブ) サポねっとのサイト構築費用は幾らになるでしょうか。また、L i v (リブ) サポねっとの直近1か月のサイト訪問者数、それから市民へのL i v (リブ) サポねっとの周知方法をお伺いします。

(健康福祉部参事兼福祉課長) お答えいたします。

委託先ですけれども、カシオ計算機株式会社1社でございます。

L i v (リブ) サポねっとのサイトの構築費用でございますが、業務委託料といたしまして491万7,000円となっております。

それと、直近1か月のサイトの訪問者数ということですのでけれども、8月で1,508名の方、これはサイトの訪問者数ということでカウントをしております。

それと、市民への周知方法ということでございますが、令和4年度の実績で申しますと、31回です。いろんな担当者がいろいろな会議に出席をさせていただいて周知を行っております。例えば吹上の町内会長会議さんですとか、自治会長の研修会ですとか、包括の調整会議、または小さかったのですが、どこどこ町内会の民生委員さんのお集まりしているところの場所ですとか、本当に小さい、大きい関係なく担当が出向いて周知をいたしました。その31回の中には入っていないのですが、2月の7日に地域共生セミナーとしまして、これは市議会議員の皆様にもご参加をさせていただきましたが、クリアこうのすで研修を行いまして、そのときにも周知をさせていただきました。

以上でございます。

(西尾)では、再質問をさせていただきます。

31回いろいろな会議に出席された際に口頭でご説明とのことなのですがけれども、それはいいとしましても、やはり市のホームページを見てもL

i v（リブ）サポねっとの入り口がなかなか分かりづらいのです。下のほうに行ってやっと、あっ、入り口があるなという感じなのですけれども、やはりサイトの構築費用491万7,000円をかけてやっております。ほかの自治体でもやはりカシオさんがつくられているというサイトも結構見かけるのですけれども、もう少し見やすく、それから市民の方が1,508名8月はサイト訪問しているということなのですけれども、やはりもう少し利用回数を高めて、市民の方々に周知していただいたほうがいいのではないかと思うのですけれども、市のホームページを訪れたときにもう少しL i v（リブ）サポねっとの入り口が分かりやすいように、こういうのがあるのだというふうに市民の方に周知していただいたほうがいいのではないかと思うのですけれども、その辺りの工夫は今後されるご予定はありますでしょうか。

（健康福祉部参事兼福祉課長）お答えいたします。

貴重なご意見ありがとうございます。私たちもL i v（リブ）サポねっという名前を広く周知したいと思っておりますので、今ご意見をいただいたことを真摯に受け止めまして検討してまいりたいと思っております。ありがとうございました。

（西尾）では、次に参ります。

153ページの在宅重度心身障害者手当支給事業についてです。この扶助費、在宅重度心身障害者手当の受給者数の推移について教えてください。

（障がい福祉課長）お答えいたします。

受給者数の推移でございますが、令和元年度の受給者数は1,175人、令和2年度は1,142人、令和3年度は1,152人、令和4年度は1,126人となっており、この間に49人減少しております。減少の理由といたしましては、受給者の死亡や施設入所により受給資格を喪失する方が多かったためと考えられます。

以上です。

（西尾）では、次に参ります。

155ページの障害者用送迎自動車貸出事業についてお伺いします。令和3年に約145万円をかけて障がい者用送迎自動車を購入しておりますけれ

ども、この購入した自動車の現在の月の平均利用回数と1回当たりの平均利用時間を教えてください。

(障がい福祉課長) お答えいたします。

月の平均利用回数は3.6回です。1回当たりの平均利用時間なのですが、業務委託をしております鴻巣市社会福祉協議会でも把握のほうはしておりませんが、通院や買物等の外出でご利用される方が多いとのことですので、数時間程度の利用ではないかなというふうに考えております。

以上です。

(西尾) 月の平均が3.6回で、あとは通院や買物ということですので、恐らく半日程度の利用になるのではないかと思いますのですが、145万をかけて車を購入しながら月が三、四回というのであればちょっと、もう少し周知をしていただいて利用回数を増やしたほうが費用対効果も上がるのではないかと思います。周知の方法についてお伺いします。

(障がい福祉課長) 周知につきましては、障害者手帳等を取得されたときにこちらで、利用できるサービス等について、障がい福祉ガイドブック等をお渡しをして、そういった中でそういった車椅子ご利用の方等についてはご案内等をさせていただいております。

以上です。

(西尾) では、次に参ります。

159ページの障害者移動支援事業についてお伺いします。こちらの扶助費、移動支援助成事業支援費、こちらの利用者数の推移についてお伺いします。

(障がい福祉課長) お答えいたします。

利用者数の推移でございますけれども、令和元年度の利用者数は133人、令和2年度は103人、令和3年度は96人、令和4年度は107人となっております。新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度と3年度の利用者数は減少しておりましたが、新型コロナウイルス感染症が落ち着いた令和4年度につきましては、利用者数は増加をしております。

以上です。

(西尾) では、次に参ります。

165ページのシルバー人材センター助成事業についてお伺いします。こちらなのですが、先ほどの説明のほうでもございましたけれども、改めてお伺いします。シルバー人材センターでの現在の事業分野とその主な内容について、どのようなことをされているか教えてください。

(介護保険課長) お答えいたします。

シルバー人材センターからの報告にございますと、現在7つの分類の種類について実績がございました。内容につきましては、件数の多い順に、植木の手入れや造園等が1,060件、清掃業務が660件、ふすまや障子、網戸の張り替え等が255件、家事手伝い等が57件でございます。

以上でございます。

(西尾) ただいまの件について再質問をさせていただきます。

植木の手入れ、それから造園関係が1,060件、清掃などが660件ということでしたが、やはりこの酷暑の、だんだん夏が暑くなって、酷暑というか、猛暑というか、連日暑くなってきますと、シルバーのお年寄りの方々、外での作業というのは大分きつく、命の危険にさらされることにもなります。そうした場合、せっかくお時間もあって動きたいという方が多いにもかかわらず、外での作業ができないとなってしまうと、やはりお気の毒、もったいないなと思います。今後、ふすまの張り替えや網戸とか家事手伝いなども含めまして屋内で無理なくしていただけるような内容の分野を増やしていけるかどうか、検討できるかどうかお伺いします。

(介護保険課長) シルバー人材センターの分野ですので、シルバー人材センターと相談いたしまして、また指導していきたいと思えます。

以上でございます。

(西尾) では、次に参ります。

177ページの要保護児童対策事業についてお伺いします。令和4年度で保護対象となった児童の人数について教えてください。特に対象となった児童数と、何度も保護した児童の方がいらっしゃるかどうかについて教えてください。

(こども未来部参事兼子育て支援課長) それでは、令和4年度中に一時保護となった児童数を申し上げます。児童は16名おります。こちら同じ年度内で何度も一時保護はされてはおりませんが、年度をまたがった場合においては、1人の児童によっては複数回一時保護等の対象になった児童はおります。

以上です。

(西尾) ありがとうございます。そうしますと、何度も年度をまたがって一時保護になった方というのはやはり継続して見守りをしていかなければいけない、ケアをしていかなければいけないと思うのですけれども、対応する係の方は同じ方がずっと担当されているのでしょうか。すみません、その1人の児童の方に対してきちんと、その特定の児童の方に対して同じ係の方が継続して見守って対応するような形になっているかどうか、念のためお聞きします。

(こども未来部参事兼子育て支援課長) 子育て支援課の支援担当職員の中でこういったケースに関しましては継続的に支援を行っており、場合によって職員の異動等で担当者が替わってしまうケースもございますが、なるべく同じ、信頼が置ける職員のほうが継続して支援のほうを心がけております。

以上です。

(西尾) では、次の質問に参ります。

191ページの子どものための安全対策事業についてお伺いします。キッズゾーンの整備工事ということなのですけれども、過去の前任者の質問に対する答弁の中で、保育所などが行う散歩などの園外活動の安全確保のために、保育園施設を中心に周囲500メートルを目安に、警察や道路課と連携を取りながらキッズゾーンの設定をするというふうに発言されました。例えば寺谷保育園というのがあるのですけれども、寺谷保育園の周辺は公園がないために1.4キロ離れた八幡田公園まで遊びに行くようなのです。ところが、先日久しぶりに八幡田公園まで寺谷保育園の園児と、それから保母さんたちが遊び行ったところ、草がぼうぼうで、蛇が出るし、虫も出るし、園児が草丈のあるところに隠れてしまうと分か

らないので危ないということで、公園に入らないで、遊ばないでそのまま帰ってきてしまったそうなのです。ですので、園の周辺500メートルはもとより、500メートル以上、それぞれの保育園に確認して、保育園によって遊びに行く範囲が異なると思いますので、保育園の事情に合わせたキッズゾーンの設定、それから行く途中の道路だけではなくて、ルートだけではなくて、行った先の公園、遊び場についても、これは都市計画課になると思うのですけれども、都市計画課とも連携して園外活動の安全対策について万全を期すようにしていただきたいと思うのですけれども、そういったことも含めてキッズゾーン整備工事、今後も検討していただけるかお伺いします。

（保育課長）お答えします。

キッズゾーンにつきましては、園の周囲、半径500メートル内での整備が原則となっておりますので、個々の園の事情に応じた範囲での実施につきましては現在のところちょっと考えてはおりません。また、公園の安全対策におきましては、各保育施設から危険箇所とか改善箇所なんかの話とかありました場合には、その都度都市計画課と共有し、適宜対応してまいりたいと考えております。

以上です。

（西尾）再質問させていただきます。

このキッズゾーン整備工事につきましては、各園にきちんとヒアリングをして、園と共に連携を取りながら整備工事進められているということでしょうか。

（保育課長）園のほうからふだん園外活動をしている部分の経路や図面等を提出していただいて、共有いただいた形になります。

以上です。

（西尾）では、次の質問に参ります。

193ページ、保育所費庶務事業についてです。備品購入費とありますけれども、施設用備品251万1,417円の内訳を教えてください。

（保育課長）お答えします。

施設用備品の251万1,417円の内容なのですけれども、こちらのほうにつ

きましては、保育対策総合支援事業補助金のほうを活用しまして、新型コロナウイルス感染症対策に係る備品ということで購入したものでありまして、主なものとしましては、エアコンとか扇風機または空気清浄機などのほうを購入しております。

以上です。

（西尾）次に参ります。

219ページの生活保護扶助事業についてです。扶助費の教育扶助費の中です。この教育扶助費が令和3年より減少した理由を教えてください。

（健康福祉部参事兼福祉課長）お答えいたします。

教育扶助費ですけれども、小中学校の生徒さんの教材代ですとか給食費、校外活動参加費ですとか学習支援費というものが教育扶助費からお支払いをしておるところでございます。こちらについては、被保護者の小中学生が減少傾向にあるため減少をいたしました。

以上でございます。

（西尾）再質問させていただきます。

小中学生が減少傾向にあるというのは、これは卒業されたということが主な理由でしょうか。それとも、ほかに何か理由があったりするのでしょうか。

（健康福祉部参事兼福祉課長）まず、生活保護の方でも自立をして生活保護を抜けられると、解消される方ももちろん当然いらっしゃいます。あとは、小中学校の方ですので、委員おっしゃるように卒業していただく方もいらっしゃるのですけれども、単純に統計の報告ベースで今実数で申し上げますと、令和2年度の対象事業の人員が44名いらっしゃいました。令和3年度36名いらっしゃいました。令和4年度ですと27名いらっしゃいます。今その小中学生がいる世帯の理由までちょっと持ち合わせておりませんが、自立をされて抜けられる方も若い世代ですといらっしゃるように感じております。

以上です。

（西尾）念のため確認させていただきます。その保護を抜けられる場合、もう扶助費が要らなくなったということを言われた場合、一応その理由

とか、要らなくなった理由なども窓口できちんと確認して、それで外すという形にしておられるか、念のため。

（健康福祉部参事兼福祉課長）お答えいたします。

まず、すみません、私のほうの説明がちょっと勘違いをしていただいたのは訂正させていただきます。例えば保護を受けられている方がもう保護をやめますと言っても、私たちのほうはその方の生活がまず成り立つのかどうか、命の危険がないのかどうか、そのようなことはきちんと丁寧に対応を取らせていただいております。自立をしていただけていない方が保護をやめますと言っても、そこは何とか説得をして、継続をして自立までの間は保護を受けていただくということでも問題ないことは丁寧に対応を取らせていただいております。それと、生活保護の廃止についても、いろいろと新規の就労ですとか、例えば死亡の方とかもいらっしゃるのですけれども、そういった転出等もありまして、まだお若い世代ですので、転出廃止ですとか就労につながっている方もいらっしゃるかと思います。

以上です。

（西尾）では、次に参ります。

223ページの保健衛生総務費庶務事業についてお伺いします。この生活支援サービス配送業務委託料についてなのですが、新型コロナウイルス感染に伴う自宅療養者に対する支援サービスかと思えますけれども、令和4年度の利用件数と、1件当たりの平均の食品や配送した消耗品の単価というか、その平均の送った分の費用、1件当たり幾ら分のもを送っているか教えてください。

（健康づくり課長兼新型コロナウイルスワクチン接種推進チーム課長）

まず、令和4年度の利用件数につきましては、食料支援につきましては1,251件ございました。また、パルスオキシメーターの配送につきましては7,211件という状況です。

また、消耗品の平均金額ということなのですが、あくまでも消耗品で購入したものの食料支援利用人数というか、利用件数で割ったものの単価ということで申し上げますと、約2,510円前後という形になっておりま

す。

以上です。

（西尾）では、再質問させていただきます。

パルスオキシメーターは貸与になるかと思うのですが、貸与したパルスオキシメーターは何割ぐらい、どれぐらいの数が返却されているかお伺いします。

（健康づくり課長兼新型コロナウイルスワクチン接種推進チーム課長）

パルスオキシメーターの返却につきましては、利用者様が直接返却という形になっておりますので、こちらとしましては、その返却率というのは把握は……県に返却をする形になっておりますので、把握はしていません。

以上です。

（西尾）では、次に参ります。

227ページの予防接種事業についてです。先ほども補正予算のほうで同様の質問をさせていただいたのですが、予防接種事故賠償金の内訳を教えてください。何人の方が対象になっているのか、それから先ほどと同じように入院された方、重篤な方、やはり把握は難しいかと思うのですが、もし分かっていたら教えてください。

（健康づくり課長兼新型コロナウイルスワクチン接種推進チーム課長）

まず、先ほどの補正予算で説明をさせていただきました内容につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種に係る健康被害ということで国から認定された方の分という形になっております。今回、令和4年度の決算額につきましては、昭和41年に二種混合ワクチン、百日ぜきとジフテリアですか、このワクチンの接種による健康被害ということでお支払いをしている1名様分の賠償金という形になります。

以上です。

（西尾）個人情報になるかと思うのですが、個人情報に当たらない範囲で教えていただければと思います。私も実は三種混合ワクチンで副作用があったものですから、ちょっと教えていただきたいのですが、その方は今は普通に生活できる状態なのでしょうか、それともやはり生

活に支障がある状況なのでしょうか。

（健康づくり課長兼新型コロナウイルスワクチン接種推進チーム課長）  
個人情報範囲ということでは、今現在障がいを負われているという、  
そういう状況です。

以上です。

（西尾）では、次の質問に参ります。

231ページ、新型コロナウイルスワクチン接種事業についてお伺いします。  
7番の報償費、小児接種協力金とあるのですけれども、これ昨年はこの  
ところは医師等謝礼や看護師謝礼となっていたのですけれども、この  
小児接種協力金というのは内訳は何でしょうか。医師等謝礼とか看護  
師等謝礼とは違うのでしょうか。教えてください。

（健康づくり課長兼新型コロナウイルスワクチン接種推進チーム課長）  
まず、令和3年度につきましては、集団接種にて接種を行ってござい  
ました。そこに派遣された、集団接種を実施した際に接種業務に従事した医  
師や看護師に対しまして業務の対価としてお支払いしたものがこの謝礼  
という形になっております。また、令和4年度につきましてはお支払いを  
していますのは小児接種協力金なのですが、生後6か月から11歳のコロ  
ナウイルスワクチンの接種につきましては、慎重な問診、あとは体位固  
定等十分な配慮が求められまして、他の対象年齢と比較して現場での負  
担がちょっと大きいということで、市医師会からの要望もありまして、  
医療機関の支援を目的としてお出しをしたというものがこの協力金とな  
っております。また、内訳につきましては、医療機関でこのトータル額  
をお支払いしているという形です。

以上です。

（西尾）では、次の質問に参ります。

249ページ、夜間診療所運営事業についてですが、会計年度任用職員の報  
酬がありますけれども、夜間勤務の会計年度任用職員はいるのかどうか  
教えてください。

（健康づくり課長兼新型コロナウイルスワクチン接種推進チーム課長）  
夜間診療所は平日の19時から22時の時間帯で開所してございまして、開所

時間に合わせて勤務時間、18時半から22時半までの時間帯で会計年度任用職員が勤務をしているという状況です。

以上です。

(西尾)では、その件について再質問をさせていただきます。

夜間勤務の会計年度任用職員ということなのですが、日中の会計年度任用職員の方に比べてやっぱり、夜間の勤務ということで時給が高くなったり、手当が出たりとか、そのような対応をされているかどうか確認いたします。

(健康づくり課長兼新型コロナウイルスワクチン接種推進チーム課長)

この夜間診療所に勤める会計年度さんにつきましては、医療事務ということで関係資格を有するという位置づけでの時給、報酬をお出ししているという状況です。

以上です。

(委員長)西尾委員、残り10分です。ある程度幅を持って対応はさせていただきますが、よろしく願いいたします。

(西尾)では、次の質問に参ります。

329ページ、教育指導費庶務事業についてお伺いします。委託料、訴訟事務委託料とありますけれども、これは弁護士事務所への支払いかどうか確認いたします。このほかに、ここに計上されている以外に現在係争中の事案に係る弁護士費用、着手金を含む弁護士費用の総額と内訳について教えてください。

(教育部副部長兼学務課長)こちらの委託料につきましては、本市が委任契約した弁護士に支払った着手金でございます。また、このほかに現在係争中の事案に係る弁護士費用は、これ以外にございません。

以上です。

(西尾)では、次の質問に参ります。

341ページの小学校施設維持管理事業についてお聞きします。電波障害受信状況の調査業務委託料、それから廃棄物処分委託料、それから薬品廃棄物廃棄委託料とございますけれども、電波障害受信状況調査の対象となった学校と調査結果、それから廃棄処分の内容と薬品廃棄の内容及び

対象となった学校について教えてください。

（教育総務課長）お答えいたします。

電波障害受信料の委託料につきましては、昭和57年に建築された鴻巣北小学校6棟の影響でテレビ受信障害を受けていた鴻巣北小学校周辺地区について、市が設置したテレビ共同受信施設で現在受信をしております。本施設が老朽化し、今後さらに老朽化が進むことが懸念されておりました、今後の方向性について検討するために現在の受信状況について調査をしたものでございます。結果につきましては、東京スカイツリーからのデジタル放送の開始に伴い、高性能型20素子以上のUHFアンテナと35デシベル型の増幅器を使用することにより視聴可能との調査結果となっております。

続きまして、処分費についてでございます。廃棄物の処分費につきましては、PCBの処分に係る委託料でございます。該当の学校につきましては、鴻巣南小学校、鴻巣北小学校でございます。

その下の薬品の処分費につきましては、こちらは理科室で不要となった薬品を破棄するための委託料でございます。小学校が8校でございます。該当の学校が鴻巣南小、馬室小、常光小、松原小、赤見台第一小、鴻巣中央小、下忍小、共和小、以上8校でございます。

以上です。

（西尾）今の件の中で1件再質問させていただきます。

PCBというふうにお聞きしたのですが、これはポリ塩化ビフェニルですよね。それはどこで発見されたのでしょうか。

（教育総務課長）申し訳ございません。こちらにつきましては、委員のおっしゃるとおり、ポリ塩化ビフェニルでございます。内容につきましては、南小につきましては検査キット、鴻巣北小につきましては安定器と検査キットでございます。

以上です。

（西尾）では、中学校のほうを聞きたいのですが、349ページなのですが、けれども、同じく中学校のほうなのですが、こちらの廃棄物処分の内容についてだけお伺いします。これは、やはりPCB、ポリ塩化ビフェニル

なのでしょうか。

（教育総務課長）委員のおっしゃるとおりでございます。吹上中学校の安定器となっております。

以上です。

（西尾）承知しました。

では、351ページに参ります。中学校施設改修事業ですけれども、これ過去の発言、答弁の内容で、令和3年に判明した吹上北中学校以外に市内の学校でアスベスト使用が判明した例はあるかどうか確認いたします。北中学校のトイレ改修の進捗状況については飛ばします。すみません。

（教育総務課長）お答えいたします。

令和4年度以降につきまして、アスベスト調査につきましては、外壁等にアスベストが入っていて、工事等で飛散する場合がございますが、それを確認するために、工事を実施する学校について、その該当箇所についてアスベストの含有調査をしております。令和4年度につきましては、赤見台第一小学校の1棟のトイレ、鴻巣北中学校の2棟のトイレ、松原小学校1棟の屋上防水工事に伴うもので検出されておりました、最後になりますが、赤見台第一小学校のプールのほうでも検出されております。工事の際には、アスベストが飛散しないよう、基準の調査結果のレベルに応じた工法で飛散しないように工事を施工している状況でございます。

以上です。

（西尾）次に参ります。

381ページの図書館管理運営事業についてなのですけれども、市内の図書館の新規利用カード作成者数と、それから電子書籍コンテンツ利用登録者数の推移を教えてください。

（教育部参事兼生涯学習課長）お答えいたします。

まず、新規利用カードの登録者数は、令和2年度で1,364人、令和3年度1,892人、令和4年度2,041人となっております。

電子図書館におきましては、利用者が利用しやすいように図書館情報システムと連携した運用になっておりました、新規に利用カードを取得す

れば同一のパスワードで本の検索及び予約、また電子図書館を利用することができるため、利用者カード登録をした人イコール電子図書館登録者数になってしまうため、電子図書館だけ登録した人数を把握することができない状況となっております。そのため、電子図書館の利用状況を把握するためには、電子図書館へのログイン数を確認するという状況でございます。

以上でございます。

(西尾) では、次に参ります。

335ページの教科外教育推進事業についてお伺いします。印刷製本費で253万円ありますけれども、この内容について教えてください。

(学校支援課長) お答えいたします。

こちらは、小学校3、4年生の社会科の副読本の購入費でございます。3年ごとに改訂しておりますので、こちらにつきましては令和4年度、5年度、6年度分、3年分の3、4年生の社会科の副読本の購入費でございます。

以上です。

(西尾) では、最後の質問に参ります。

365ページ、文化財調査事業についてお伺いします。文化財調査委託料でございますけれども、この委託料の対象となった令和4年度の市内の埋蔵文化財発掘調査件数、それ試掘調査も含めております。発掘は何件でしょうか。それから、発掘調査後、遺跡として保存対象とならずに埋め戻し、あるいは開発工事にそのまま着手した件数を教えてください。

(教育部参事兼生涯学習課長) お答えします。

令和4年度の試掘調査件数は33件となっております。また、試掘調査の結果、埋蔵文化財が確認され、現状保存対応が不可能なために実施しました本発掘調査は2件となっております。本発掘調査では、埋蔵物の検出、測量、写真撮影での記録保存を行いますが、基本的に本発掘調査を実施した後はそのまま遺跡として保存はせずに開発工事が行われることとなります。そのため、今回2件本発掘調査を行いました。その後は埋め戻し、あるいは開発工事に着手したものは2件となっております。

以上でございます。

（委員長）本日の審査はこの程度にとどめ、散会といたします。  
明日は午前9時から開会いたしますので、よろしくお願いいたします。  
本日は大変お疲れさまでした。

（散会 午後4時15分）